第3期河内町
子ども・子育て支援事業計画

子育てをともに支え、
元気な子どもたちがともに育つまち

令和7年3月

茨城県　河内町

は　じ　め　に

全国的に少子化のスピードが加速しており、子どもや子育て家庭を取り巻く環境も大きく変わってきています。子育ての経済的な負担や、保護者の就労が増えていることによる仕事と子育ての両立に対する負担感、核家族世帯の増加やコミュニティの希薄化が進むなど、子育て家庭をめぐる状況が変化しております。

本町においては、令和２年度から令和６年度の５年間を計画期間とする「第２期河内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育ニーズへの柔軟な対応はもとより、全国に先駆け０歳児からの保育料の無償化や給食費の助成、学校給食費の無償化、小学校入学時にランドセル等祝品の支給や新中学１年生に対して入学時に必要な制服等購入の補助をするなど子育て世帯の経済的な支援を行ってまいりました。また、子育ての悩みに対するサポート体制の充実、母子保健や子育て支援事業におけるサービスを提供するなど、子どもと子育てを取り巻く環境の充実に取り組んでまいりました。これら第２期計画の成果を踏まえ、この度令和７年度から令和 11 年度までを計画期間とする「第３期河内町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づき、すべての子どもが健やかに生き生きと育つことのできる環境づくり、さらには、子育て家庭が夢や自信を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進してまいりますので、町民皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、アンケートにご協力いただきました保護者の皆様をはじめ、子ども・子育て支援審議会において熱心にご審議いただきました委員の皆様に心から感謝申し上げます。

令和７年３月

河内町長　野 澤　良 治

目　次

第１章　計画の策定にあたって 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の法的根拠 2
３　計画の対象 2
４　計画の位置づけ 2
５　計画の期間 3
６　計画の策定体制 3

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 4

１　統計で見る本町の状況 4
２　教育・保育事業の状況 12
３　アンケート調査結果から見る子育ての現状 15
４　第２期子ども・子育て支援事業計画の評価 26
５　第３期子ども・子育て支援事業計画の課題 29

第３章　計画の基本的な考え方 30

１　基本理念 30
２　基本的視点 31
３　施策の体系 32
４　本町の将来推計 33
５　第３期計画における成果指標と目標値 35

第４章　教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実 36

１　教育・保育と子ども・子育て支援事業の全体像 36
２　教育・保育提供区域の設定 37
３　教育・保育の認定 38
４　教育・保育の量の見込み 39
５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 41

第５章　子ども・子育て支援の展開 58

基本目標１　子どもと母親の心身の健康の確保・増進 58
基本目標２　地域における子育ての支援 62
基本目標３　支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取組 65
基本目標４　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備 70
基本目標５　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり 73

第６章　計画の推進 75
１　計画の推進体制..... 75
２　教育・保育の提供にあたって..... 75
３　計画の進行管理..... 76

資料編 77
１　計画策定の経緯..... 77
２　河内町子ども・子育て支援審議会条例..... 78
３　河内町子ども・子育て支援審議会委員名簿..... 80

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しております。本町の令和６年４月１日現在の総人口は7,935人、そのうち児童人口は704人で、令和２年の児童人口832人と比べると128人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感や晩婚化及び非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

国では、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国の社会の真ん中に据えて、強力に進めていくため、令和５年４月に「こども家庭庁」が発足しました。こども家庭庁は、子ども政策の司令塔となり、省庁の縦割りを排し、これまでの組織の間でこぼれ落ちていた子どもに関する福祉行政を一元的に担うこととなっています。

本計画では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取組を進めるとともに、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本として平成24年に制定された「子ども・子育て支援制度（子ども・子育て関連３法）」に基づき、（１）質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、（２）保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、（３）地域の子ども・子育て支援の充実に取り組むこととなっています。

令和６年６月には、子ども・子育て支援法の改正法が成立し、児童手当の所得制限を撤廃し、18歳まで対象年齢を引き上げることに加えて、働いていなくても子どもを保育園などに預けられる「こども誰でも通園制度」の創設や、育児休業給付の拡充などが示されています。また、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもたち、いわゆる「ヤングケアラー」について、国や地方公共団体等の支援の対象にすることが明記されるなど、あらゆる視点から子ども・子育て支援施策を展開していくことが重要となります。

本町では、令和２年３月に策定した「第２期河内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子育てに関連する施策を展開してきました。また、すべての町民が子ども・子育て支援への関心と理解を深め、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において子どもと子育て家庭を支え合うまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和６年度に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、新たに「第３期河内町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

２　計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定するものです。

３　計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね 18 歳未満とします。

４　計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「河内町総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画である「河内町地域福祉計画」や、関連する「かわち障害者いきいきプラン」、県の「茨城県子ども・子育て支援事業計画」等との整合性を図り策定するものです。

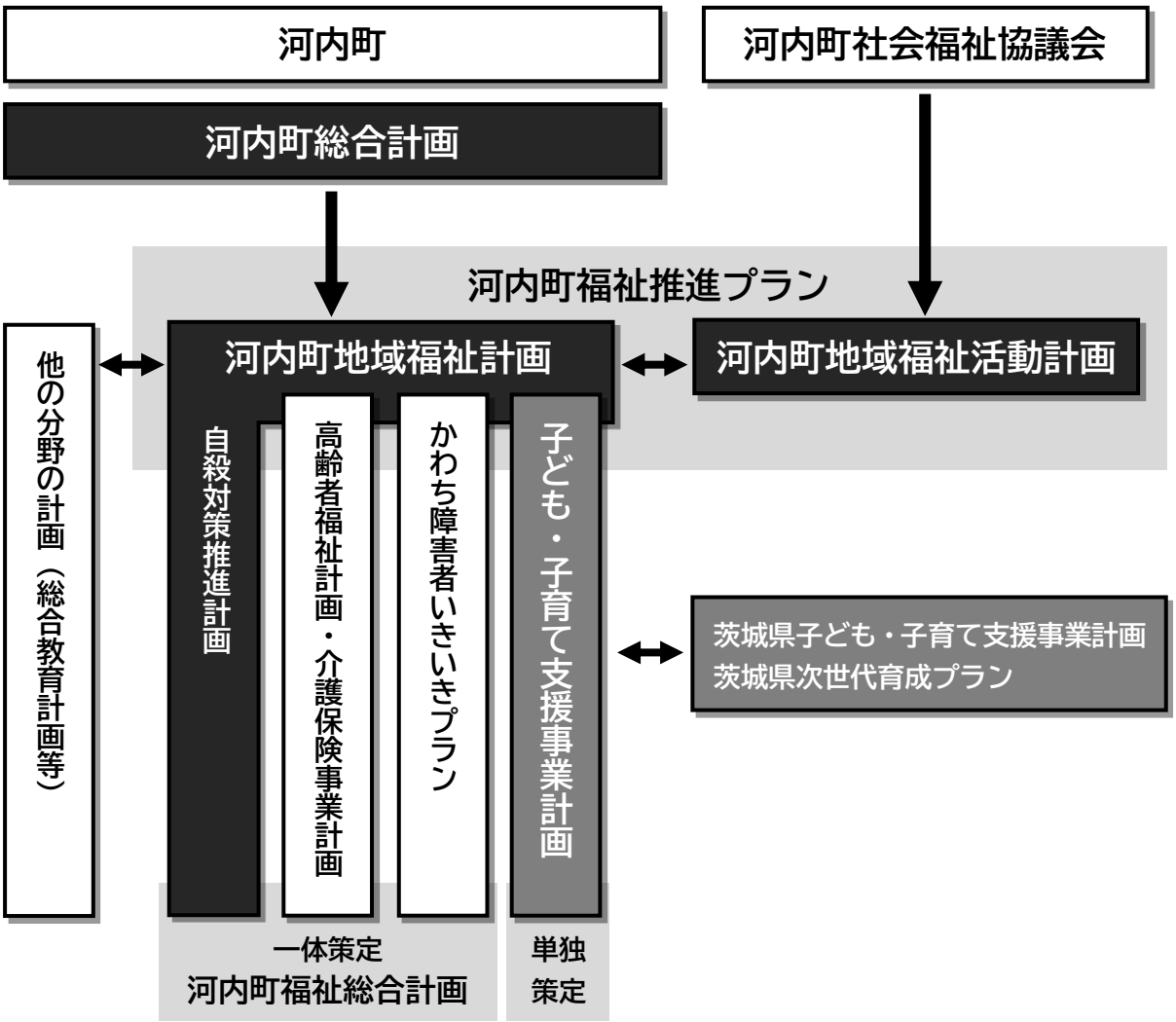

５　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。また、社会、経済情勢の変化や本町の子どもと家庭を取り巻く状況、保育ニーズの変化など、様々な状況の変化に対応するため、本町においては必要に応じて適宜計画の見直しを行うこととします。

６　計画の策定体制

（１）子ども・子育て会議の設置

計画策定にあたり、市町村においては、子ども・子育て支援施策が地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本町では、保護者や事業主及び労働者の代表、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関し学識経験のある方で構成する「河内町子ども・子育て支援審議会」を子ども・子育て会議に位置づけ、計画内容の検討・審議を行いました。

（２）アンケート調査の実施

町民の子育て支援等に関する生活実態や、教育・保育や子育て支援に関するニーズを把握し、子育て関連施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和６年２月１日から令和６年２月 29 日までの期間にアンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画に対する町民の意見を広く聴取するために、令和６年 12 月 23 日から令和７年１月 27 日までの期間でパブリックコメントを実施し、最終的な計画案の取りまとめを行いました。

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１　統計で見る本町の状況

（１）人口の状況

①総人口と年齢３区分別人口の推移

本町の総人口は、減少傾向で推移し、令和６年で 7,935 人と、令和２年の 8,704 人と比べて 769 人の減少となっています。

年齢３区分別人口の推移をみると、これまで増加で推移していた高齢者人口は、令和４年には減少に転じ、すべての区分が減少傾向で推移しています。

年齢３区分別人口の割合をみると、令和６年で年少人口が 6.9%、生産年齢人口が 52.0%、高齢者人口が 41.1%となっています。

【総人口と年齢３区分別人口の推移】

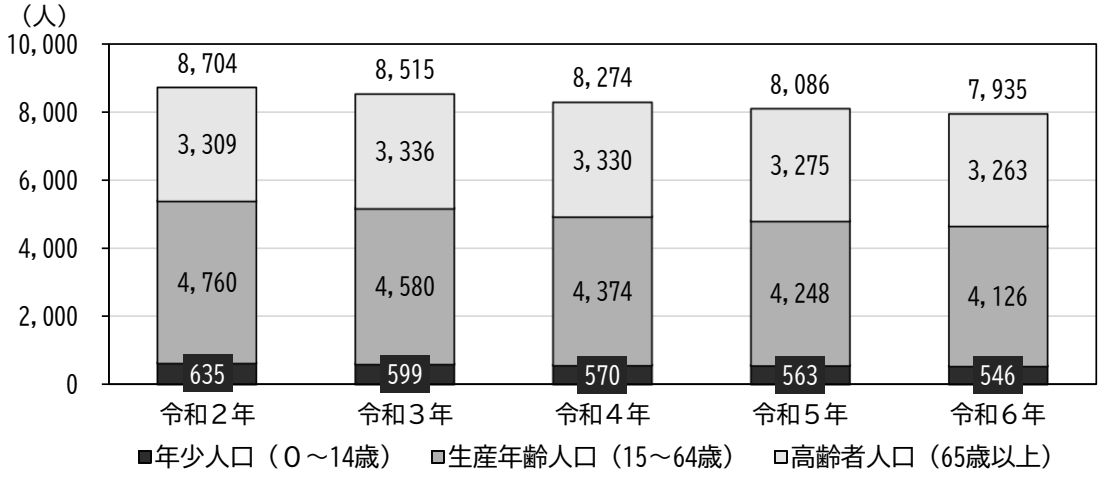

【年齢３区分別人口の割合の推移】

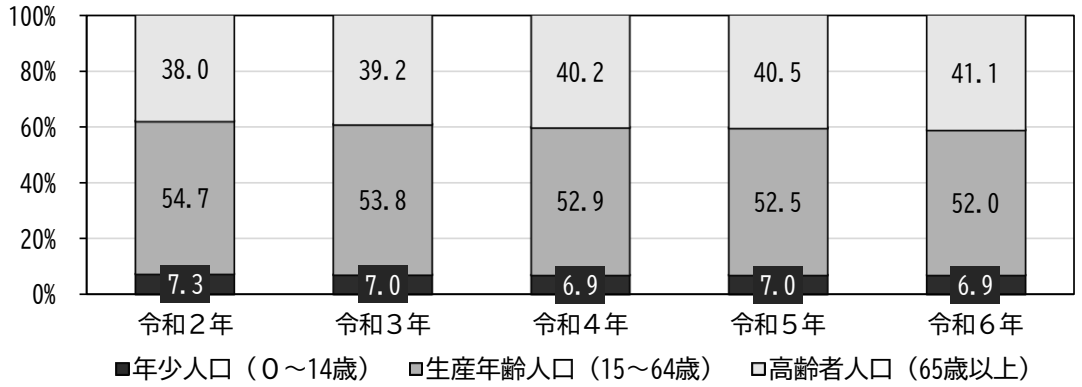

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

②児童人口の推移

本町の児童人口は、減少傾向で推移し、令和６年で 704 人と、令和２年の 832 人と比べて 128 人の減少となっています。

11 歳以下の児童人口は、令和６年で 393 人と、令和２年の 480 人と比べて 87 人の減少となっています。

【児童人口の推移】

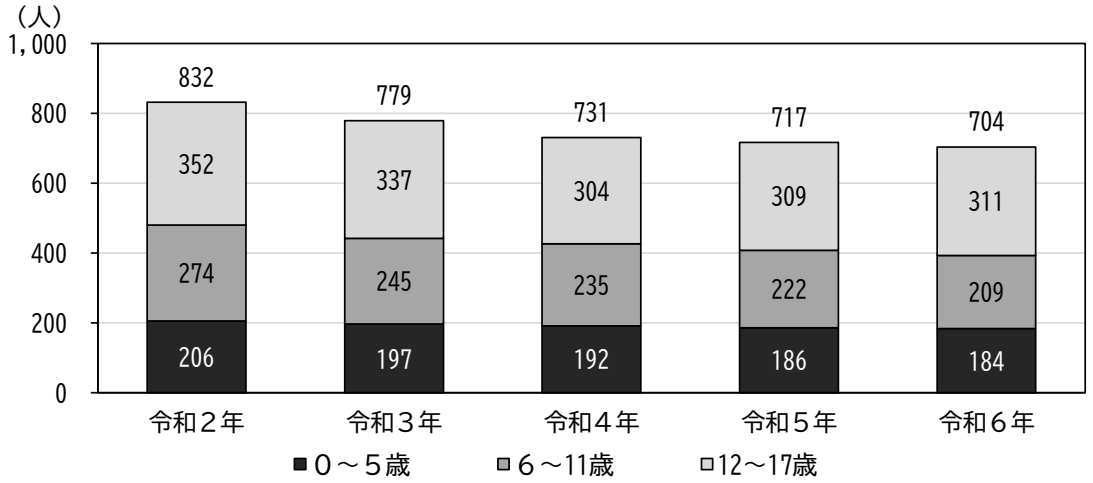

【11 歳以下の児童人口の推移】

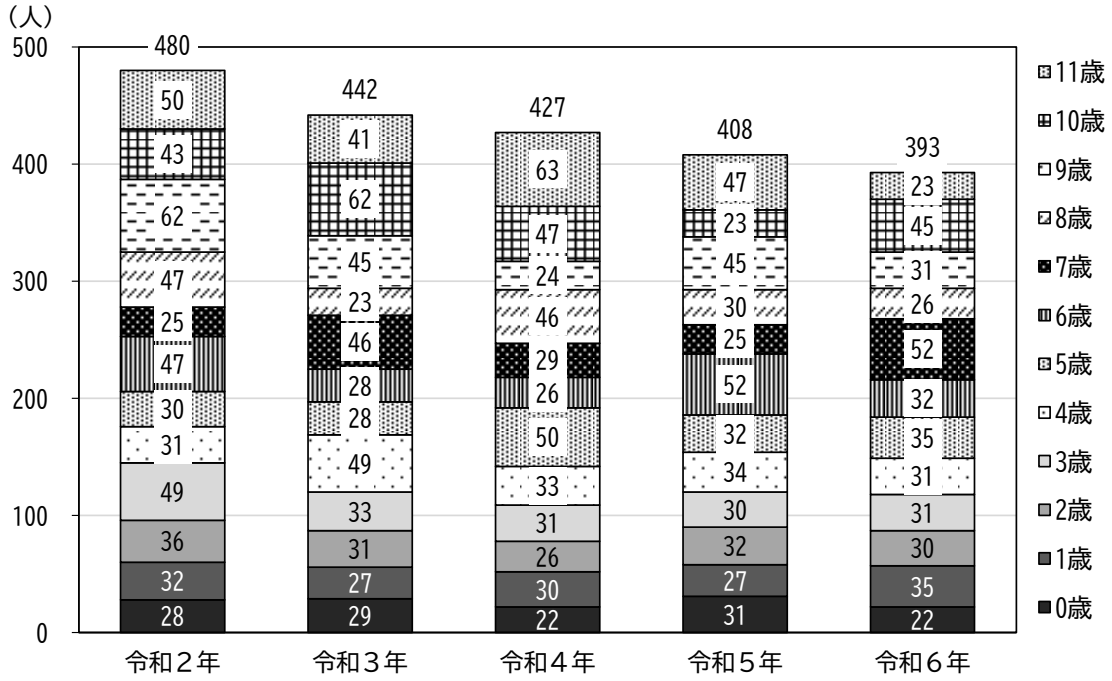

資料：住民基本台帳（各年４月１日現在）

（２）人口動態の状況

自然動態（出生・死亡による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和４年は 164 人のマイナスとなっています。

社会動態（転入・転出による人口動態）は、マイナスで推移しており、令和４年は 68 人のマイナスとなっています。

【自然動態の推移】

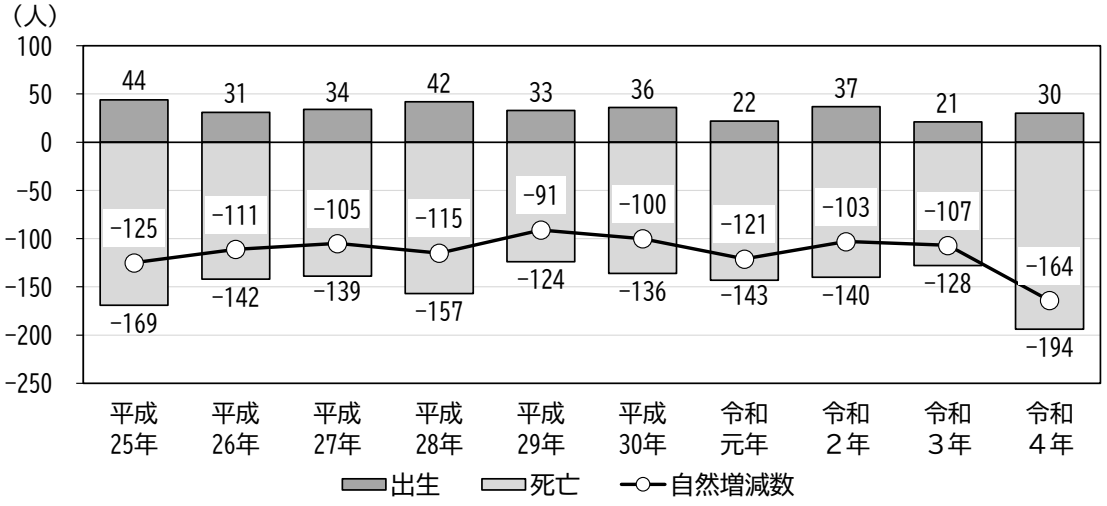

資料：茨城県人口動態統計

【社会動態の推移】

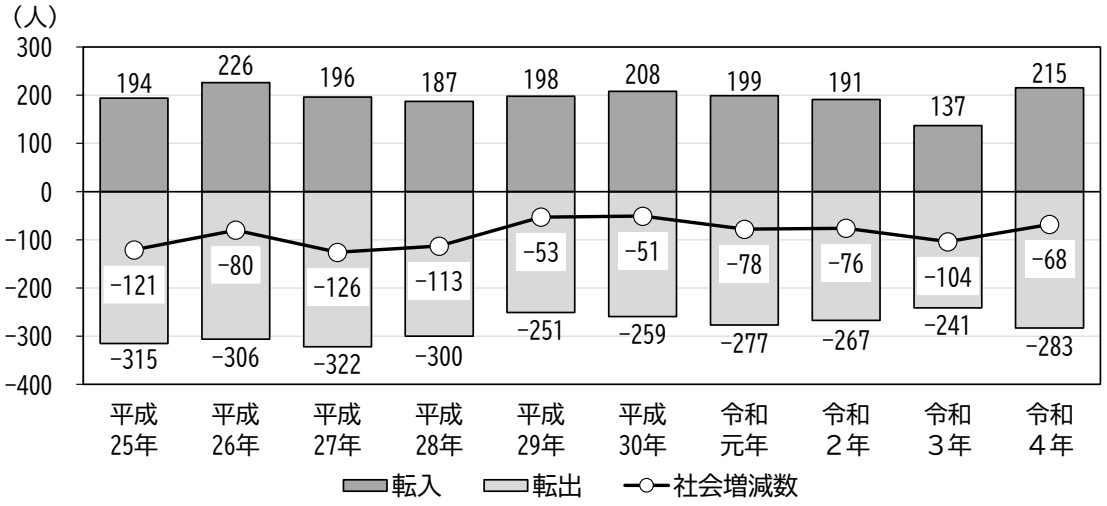

資料：茨城県常住人口調査

（３）世帯の状況

①世帯数の推移

本町の世帯数は、減少傾向で推移し、令和２年で 2,895 世帯と、平成 12 年の 3,066 世帯と比べて 171 世帯の減少となっています。

１世帯あたりの人員は、減少傾向で推移し、令和２年で 2.84 人となっています。

【世帯数の推移及び１世帯あたりの人員の推移】

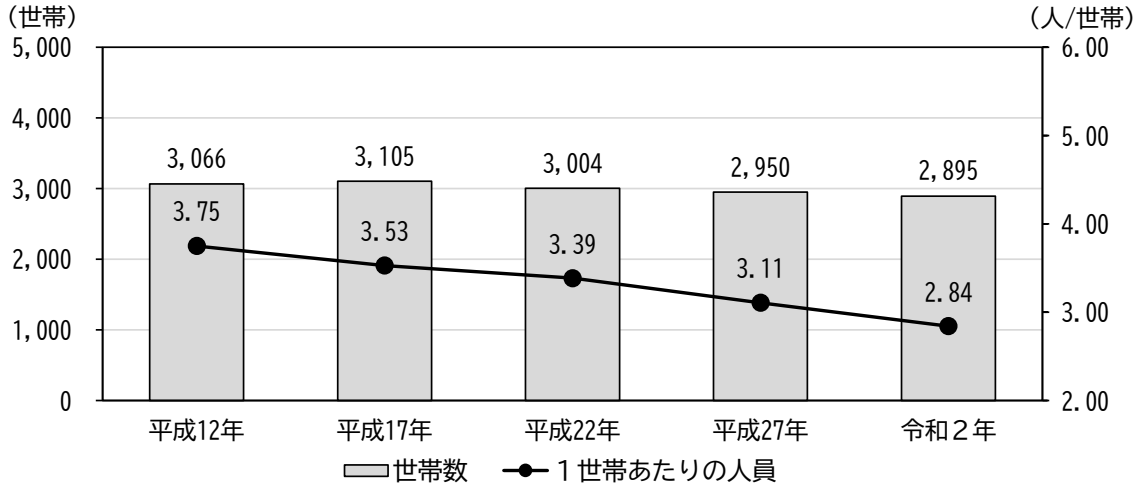

資料：国勢調査

②世帯類型の推移

本町の世帯類型は、三世代世帯が減少傾向で推移し、令和２年には 17.1%となっています。一方で、核家族世帯は増加傾向で推移し、令和２年は 53.1%を占めています。

【世帯類型による構成比の推移】

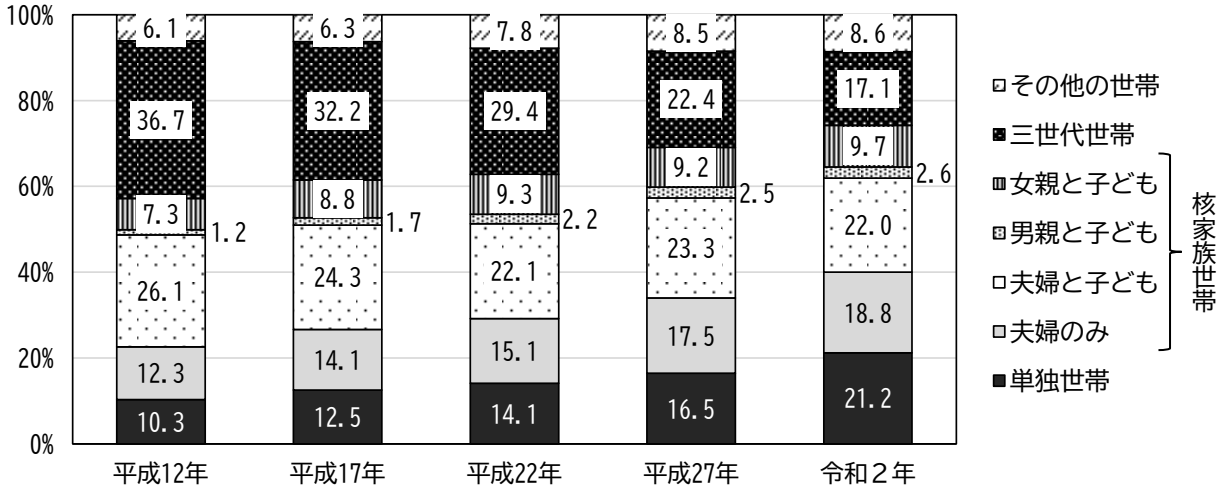

資料：国勢調査

③児童のいる世帯の推移

本町の児童のいる世帯は、６歳未満児童のいる世帯、18 歳未満児童のいる世帯ともに減少傾向で推移し、令和２年では６歳未満児童のいる世帯が 154 世帯、18 歳未満児童のいる世帯が 471 世帯となっています。

【児童のいる世帯の推移】

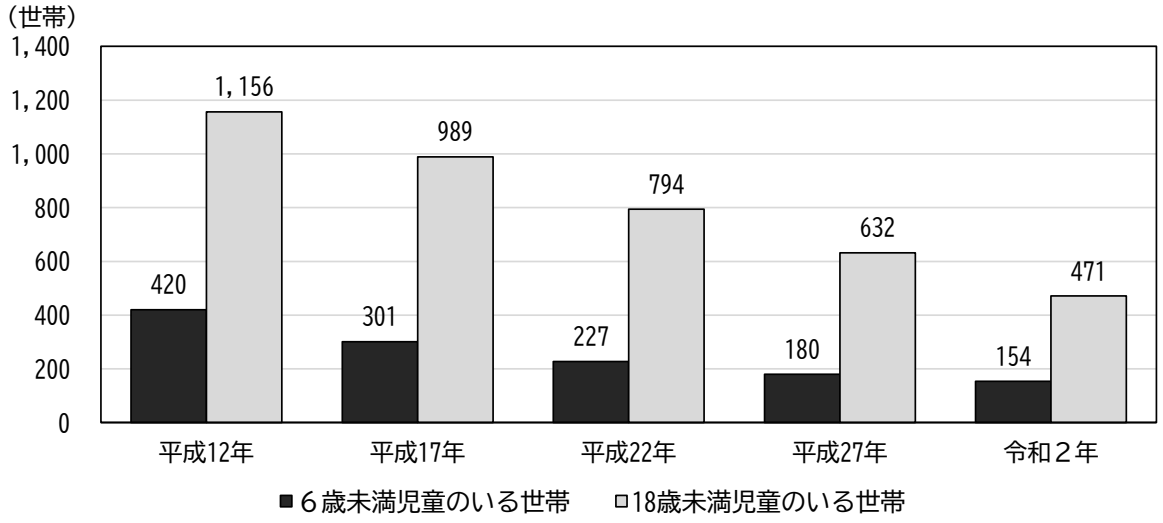

資料：国勢調査

④児童のいるひとり親世帯の推移

児童のいるひとり親の世帯は、減少傾向で推移し、令和２年では母子世帯が 18 世帯、父子世帯が１世帯で、合計 19 世帯となっています。

【児童のいるひとり親世帯の推移】

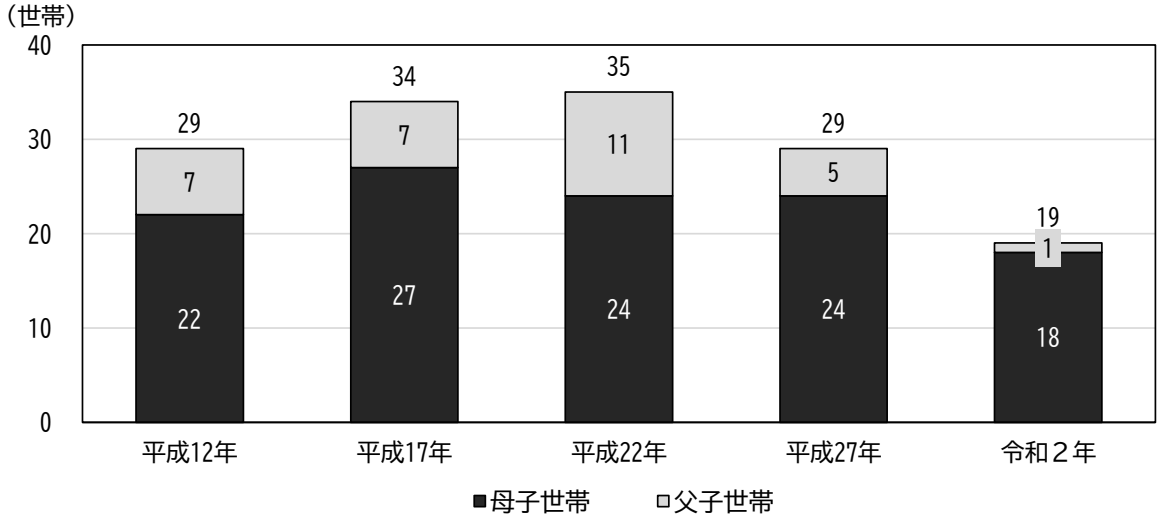

資料：国勢調査

（４）婚姻の状況

①婚姻件数・離婚件数の推移

本町の婚姻件数は、減少傾向で推移し、令和４年で 12 件となっています。一方で、離婚件数は横ばいで推移し、令和４年で 13 件となっています。

【婚姻件数・離婚件数の推移】

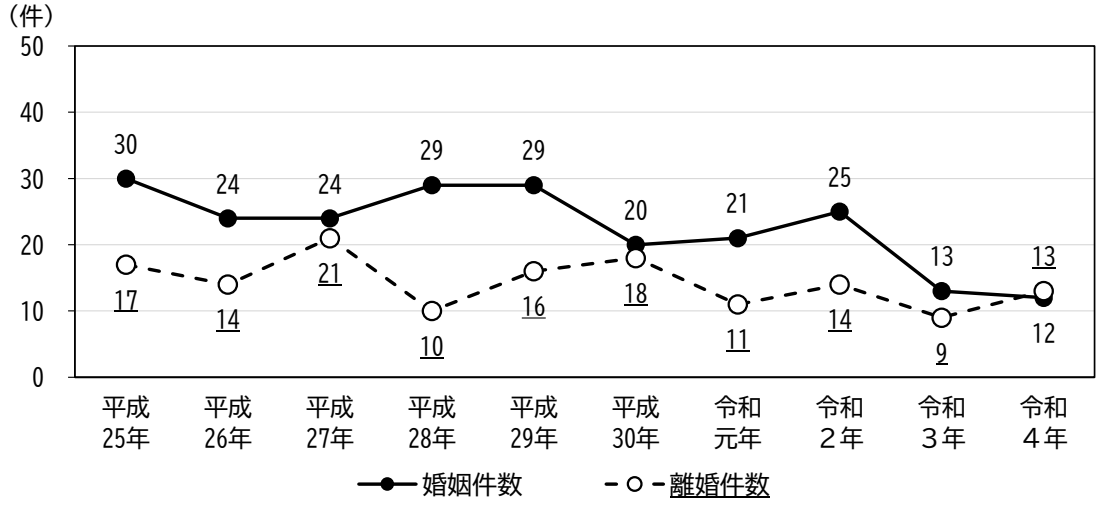

資料：茨城県人口動態統計

②未婚率の推移

本町の未婚率は、平成 12 年と比べて、男性、女性ともに 30 歳代の増加が著しく、男性の 30～34 歳が 28.3 ポイント、35～39 歳が 27.8 ポイント、女性の 30～34 歳が 21.6 ポイント、35～39 歳が 27.9 ポイントの増加となっています。

【５歳階級別の未婚率の推移（男性）】

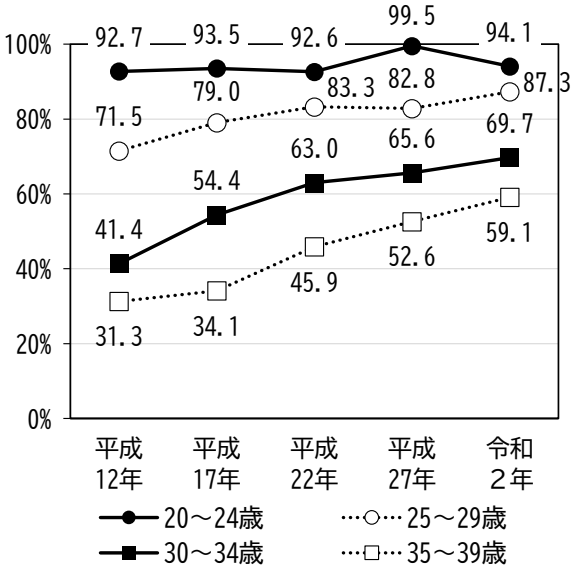

【５歳階級別の未婚率の推移（女性）】

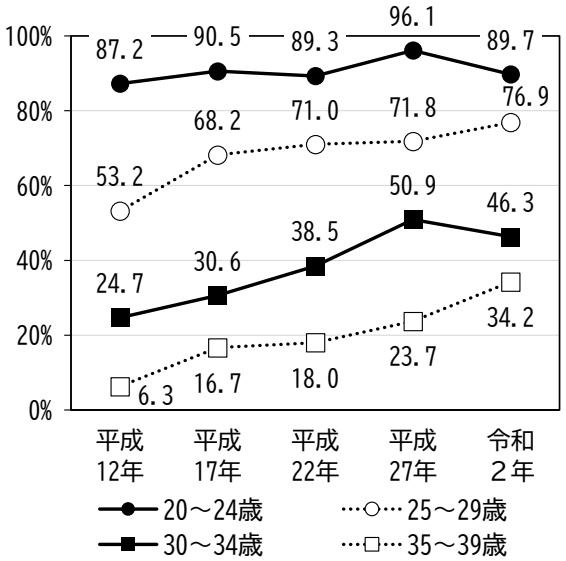

資料：国勢調査

（５）出生の状況

①出生率の推移

本町の出生率は、平成 25 年以降、増加と減少を繰り返しながら推移している状況です。なお、いずれの年も全国と茨城県の数値を下回っている状況です。

【出生率の推移】

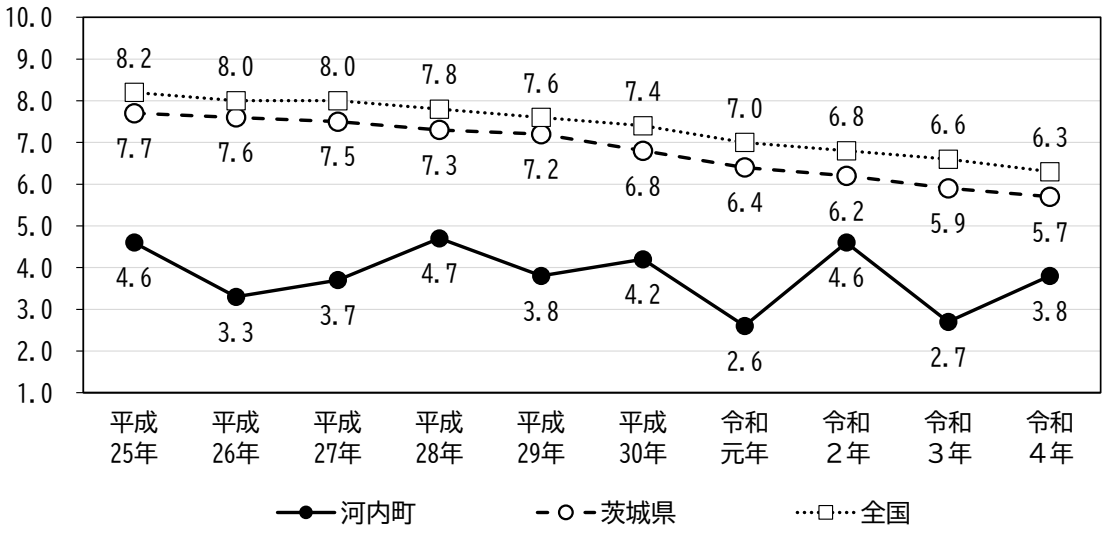

資料：人口動態統計、茨城県人口動態統計

②合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率は、平成 27 年以降、減少傾向で推移しています。

【合計特殊出生率の推移】

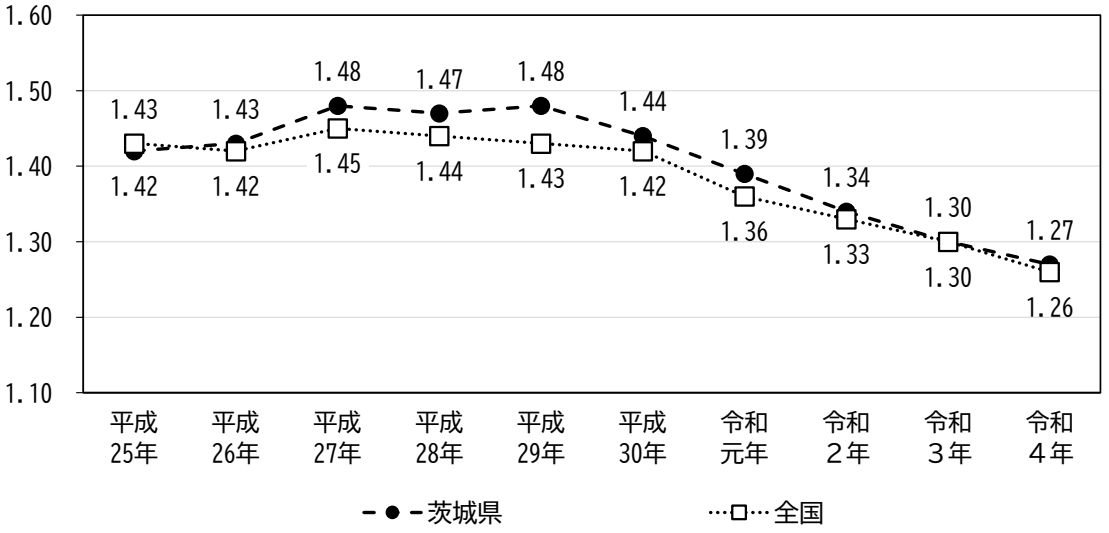

資料：人口動態統計、茨城県人口動態統計

（６）女性就業率の状況

本町の女性就業率は、これまでは出産・子育てを迎える人が多くなる 30 歳代で一時的に減少し、40 歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ」を描いてきましたが、令和２年には、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向がみられます。なお、令和２年の 30 歳代の女性就業率は、茨城県、全国を上回る割合となっています。

【女性就業率の推移】

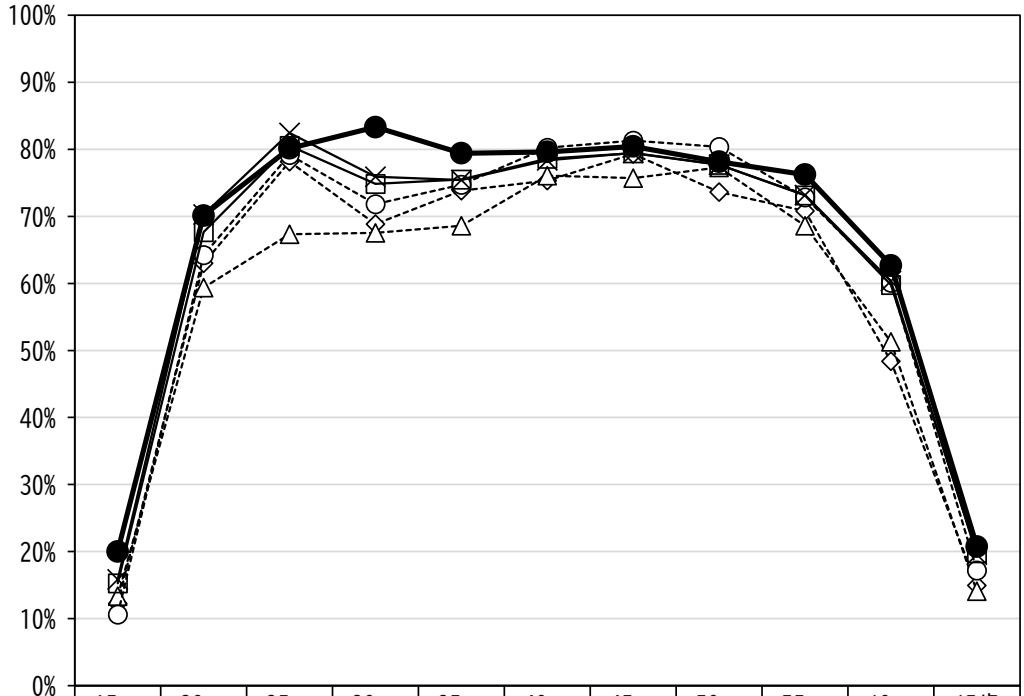

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
平成17年（河内町）	12.3%	63.0%	78.2%	68.8%	73.8%	75.4%	79.3%	73.6%	70.8%	48.4%	15.0%
平成22年（河内町）	13.4%	59.4%	67.3%	67.6%	68.6%	76.1%	75.7%	77.3%	68.6%	51.3%	14.1%
平成27年（河内町）	10.6%	64.2%	79.2%	71.9%	74.7%	80.2%	81.3%	80.4%	72.9%	60.1%	17.2%
令和２年（河内町）	20.0%	70.1%	80.2%	83.3%	79.4%	79.6%	80.4%	78.2%	76.2%	62.7%	20.7%
令和２年（茨城県）	15.3%	67.7%	80.5%	74.8%	75.5%	78.6%	79.4%	77.7%	73.1%	59.8%	19.8%
令和２年（全国）	15.8%	70.3%	82.5%	75.9%	75.4%	78.4%	79.5%	77.7%	73.2%	60.4%	19.5%

資料：国勢調査

２　教育・保育事業の状況

（１）教育・保育施設の利用児童数

本町は、令和６年４月１日現在、町立の認定こども園が１園となっています。

町内の認定こども園のほか、町外の保育所や幼稚園等の利用も含めた、教育・保育施設の利用児童数は令和６年４月１日現在で 146 人となっており、１・２歳児の認定者数が増えています。

【町内の教育・保育施設の状況】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
保　育　所	－	－	－	－	－
幼　稚　園	－	－	－	－	－
認定こども園	２か所	２か所	２か所	２か所	１か所
定　　員	240 人	240 人	240 人	240 人	165 人

資料：河内町教育委員会事務局調べ（各年４月１日現在）

【年齢別の教育・保育施設の利用児童数（認定者数）の推移】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
０歳	3 人	6 人	4 人	5 人	2 人
１歳	15 人	17 人	15 人	19 人	24 人
２歳	27 人	21 人	19 人	23 人	26 人
３歳	45 人	31 人	31 人	30 人	29 人
４歳	30 人	46 人	32 人	33 人	31 人
５歳	26 人	27 人	48 人	31 人	34 人
合計	146 人	148 人	149 人	141 人	146 人

資料：河内町教育委員会事務局調べ（各年４月１日現在）

※町外施設利用者を含む

（２）前期課程（小学生）児童数

本町には義務教育学校が１校あります。児童数は減少傾向で推移しており、令和６年では 209 人となっています。

【前期課程（小学生）の児童数の推移】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
１年生	46 人	29 人	26 人	52 人	32 人
２年生	26 人	46 人	30 人	25 人	52 人
３年生	46 人	25 人	46 人	30 人	25 人
４年生	61 人	45 人	25 人	46 人	31 人
５年生	43 人	62 人	47 人	23 人	46 人
６年生	50 人	41 人	62 人	47 人	23 人
合計	272 人	248 人	236 人	223 人	209 人

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

（３）放課後児童クラブの利用登録者数

本町の放課後児童クラブの利用登録者数は、年々増えており、低学年の利用が増えています。

【放課後児童クラブの状況】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
クラブ数	２クラブ	２クラブ	２クラブ	２クラブ	２クラブ
定　　員	80 人	80 人	80 人	80 人	80 人

【利用登録児童数の推移】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
低学年	24 人	30 人	32 人	47 人	57 人
高学年	13 人	17 人	13 人	13 人	19 人
合計	37 人	47 人	45 人	60 人	76 人

資料：河内町教育委員会事務局調べ（各年４月１日現在）

（４）後期課程（中学生）の生徒数

本町には義務教育学校が１校あります。令和２年から令和６年までの生徒数は横ばいで推移しています。

【後期課程（中学生）の生徒数の推移】

	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	令和６年
７年生	49 人	48 人	40 人	59 人	48 人
８年生	55 人	47 人	49 人	42 人	59 人
９年生	44 人	57 人	48 人	49 人	42 人
合計	148 人	152 人	137 人	150 人	149 人

資料：学校基本調査（各年５月１日現在）

３　アンケート調査結果から見る子育ての現状

（１）調査の概要

項目	内容
調査対象者	就学前児童の保護者 前期課程（小学生）の保護者 ※１世帯に複数名のお子さんがいる場合、一番下のお子さんを調査対象としています。
調査方法	園、学校等を通じた配布・回収 郵送による配布・回収
調査期間	令和６年２月１日～令和６年２月 29 日
回収結果	配布数：268 件　回収数：213 件（回収率：79.5%）

（２）調査結果の概要

①母親の就労状況

母親の就労状況について、“就労している”の合計値は 84.0%と、前回調査と比べて、6.9 ポイントの増加となっています。

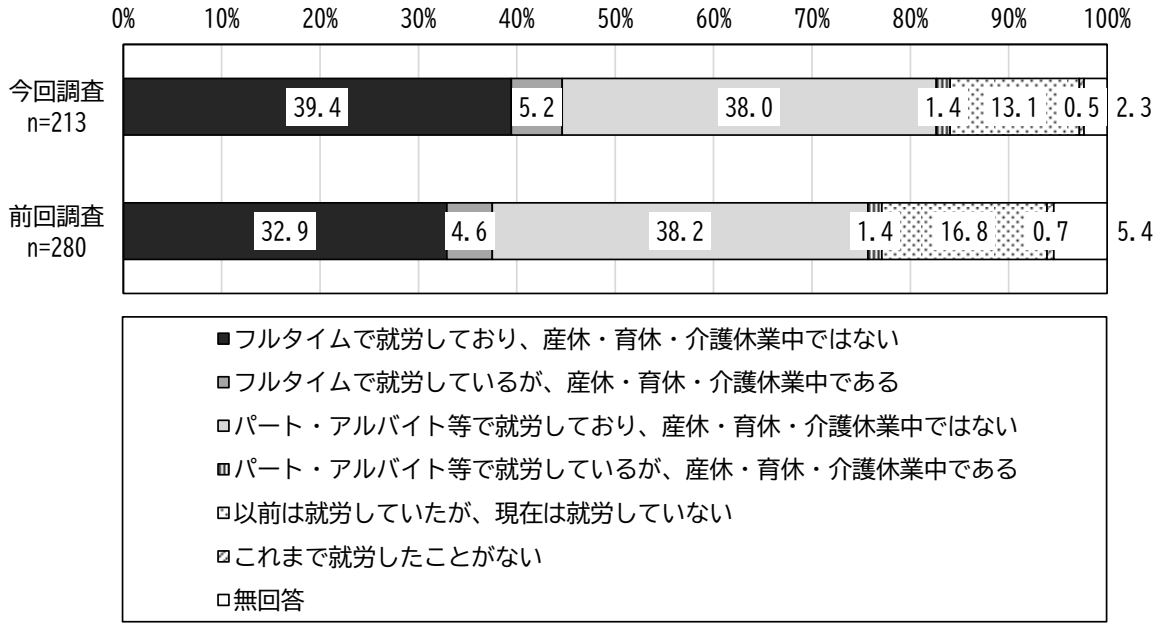

②教育・保育事業の利用状況

教育・保育事業の利用状況については、「利用している」が 71.3%と、前回調査と比べて、12.1 ポイントの増加となっています。

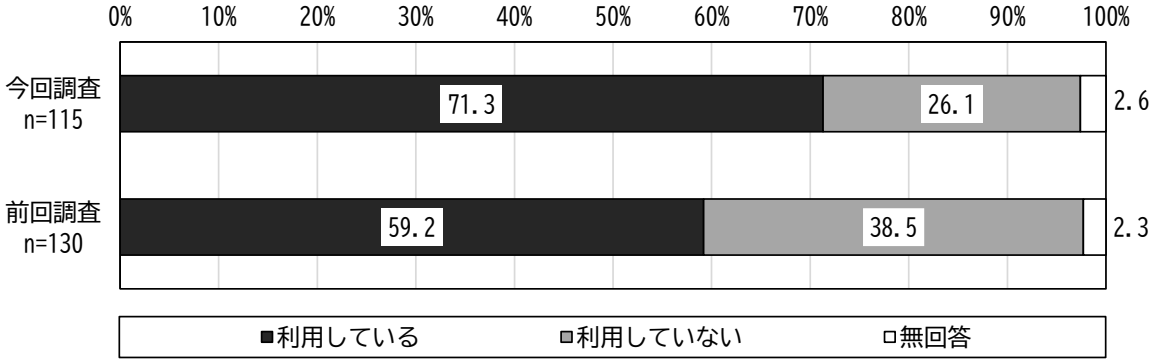

③利用している教育・保育事業

利用している教育・保育事業については、「認定こども園」が 90.2%と、前回調査と比べて、7.1 ポイントの増加となっています。

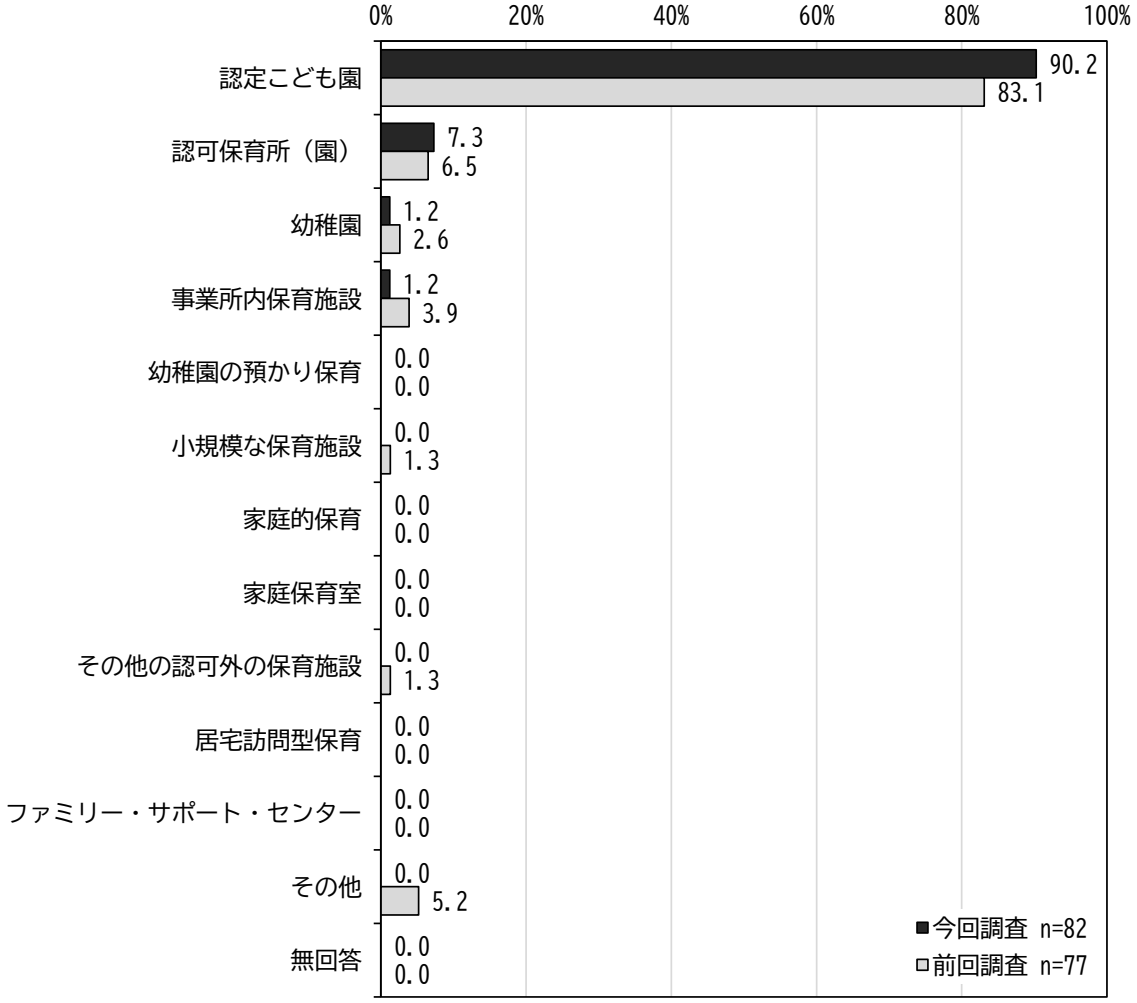

④病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無

病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無については、「あった」が67.1%と、前回調査と比べて、11.3ポイントの増加となっています。

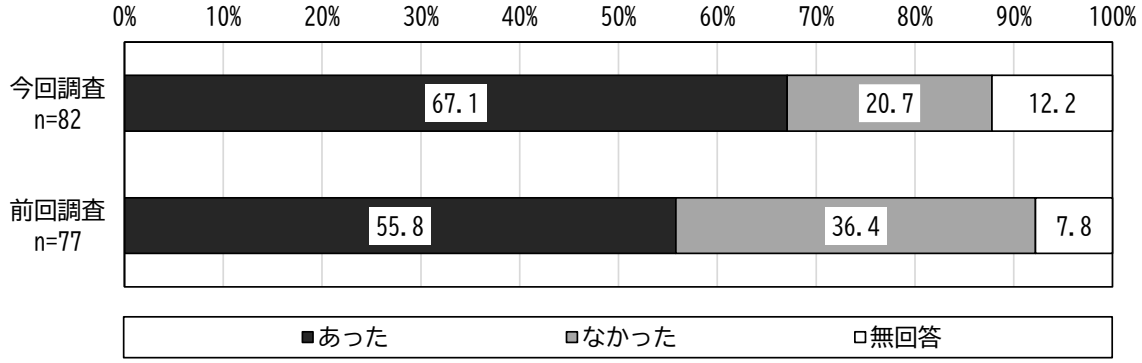

⑤病気やケガで利用している事業が利用できなかった場合の対処方法

利用できなかった場合の対処方法については、「母親が休んだ」が 90.9%で最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が49.1%、「父親が休んだ」が43.6%となっています。前回調査と比べて、「父親が休んだ」は大きく増加し、22.7ポイントの増加となっています。

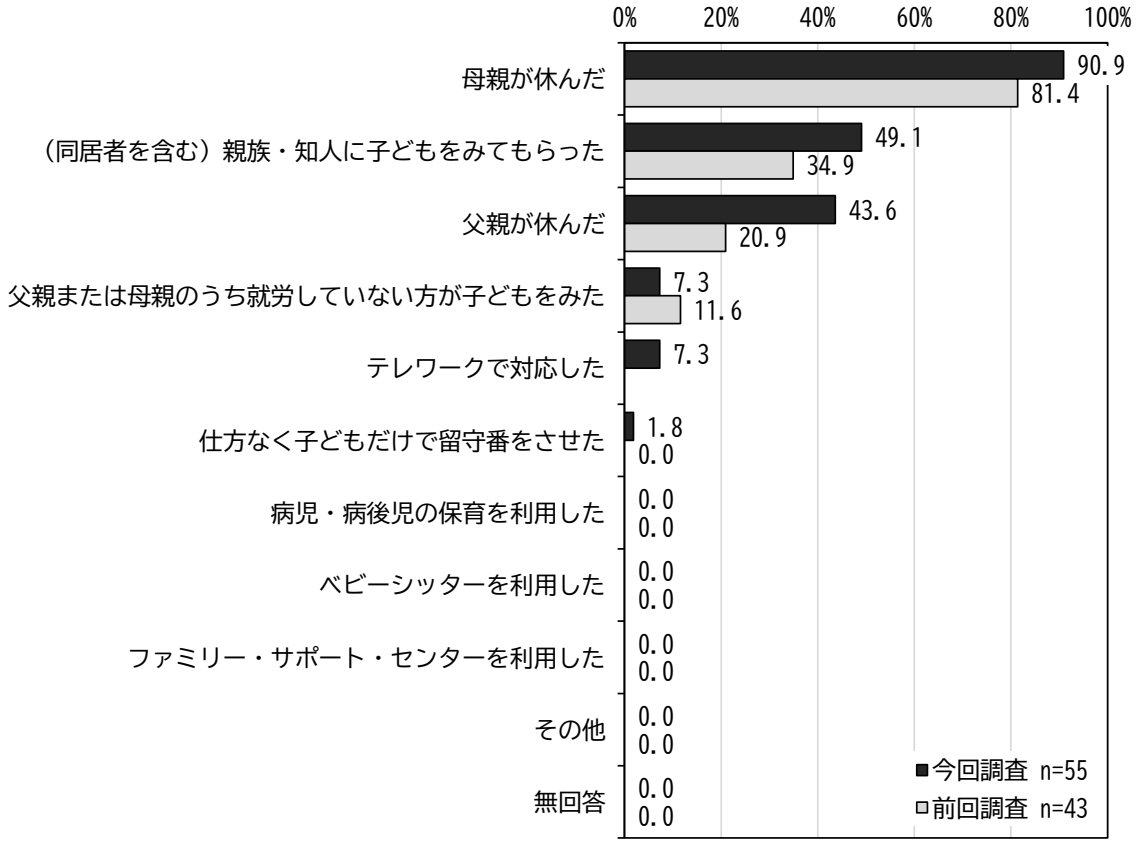

⑥放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブ」をみると、低学年では 30.0%、高学年では 14.5%となっています。

利用を希望する方の１週あたりの利用日数は、低学年、高学年ともに「５日」の割合が高く、約６割となっています。また、何時まで利用したいかでは、低学年、高学年ともに「17 時」、「18 時」の割合が高く、それぞれ約４割となっています。

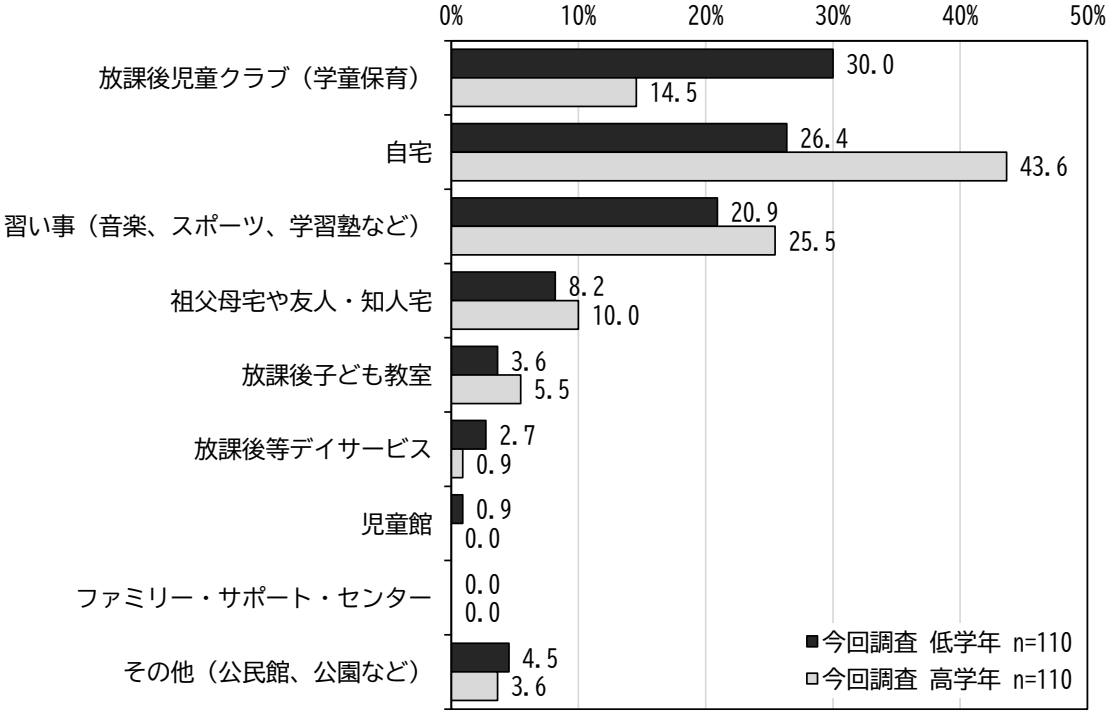

【放課後児童クラブ（学童保育）】

■１週あたりの利用日数

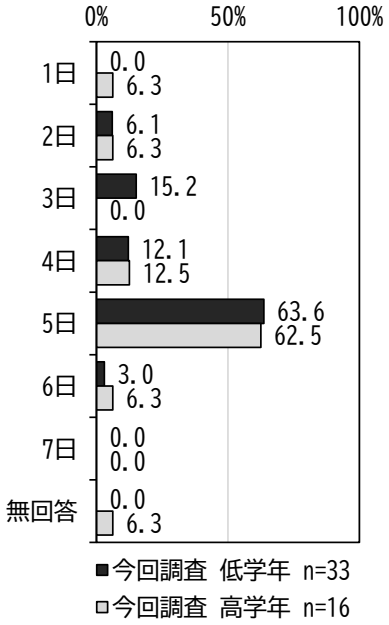

■何時まで

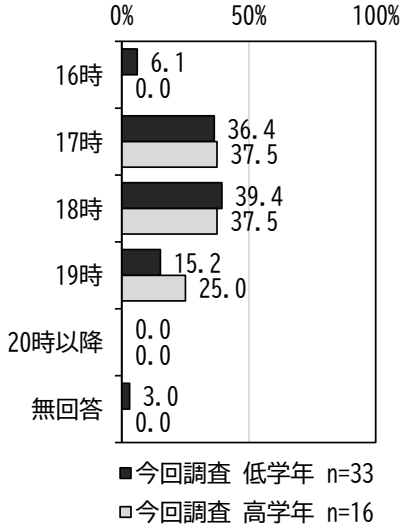

⑦育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した」をみると、母親が 41.3%、父親が 3.3%となっています。前回調査と比べて、母親が 14.5 ポイント、父親が 1.9 ポイントの増加となっています。

■母親

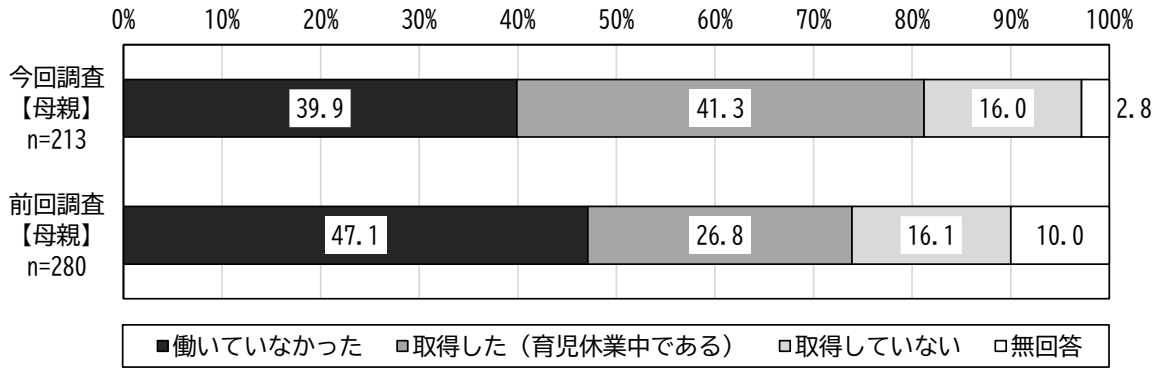

■父親

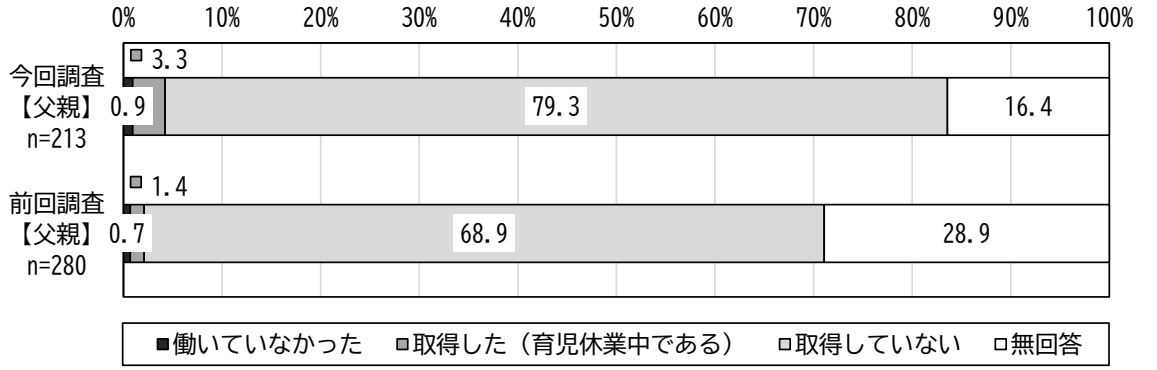

⑧子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先については、「インターネット」が 66.2%で最も高く、次いで「親族」が 60.6%、「隣近所の人、知人、友人」が 57.3%となっています。前回調査と比べて、「インターネット」は大きく増加し、12.3 ポイントの増加となっています。

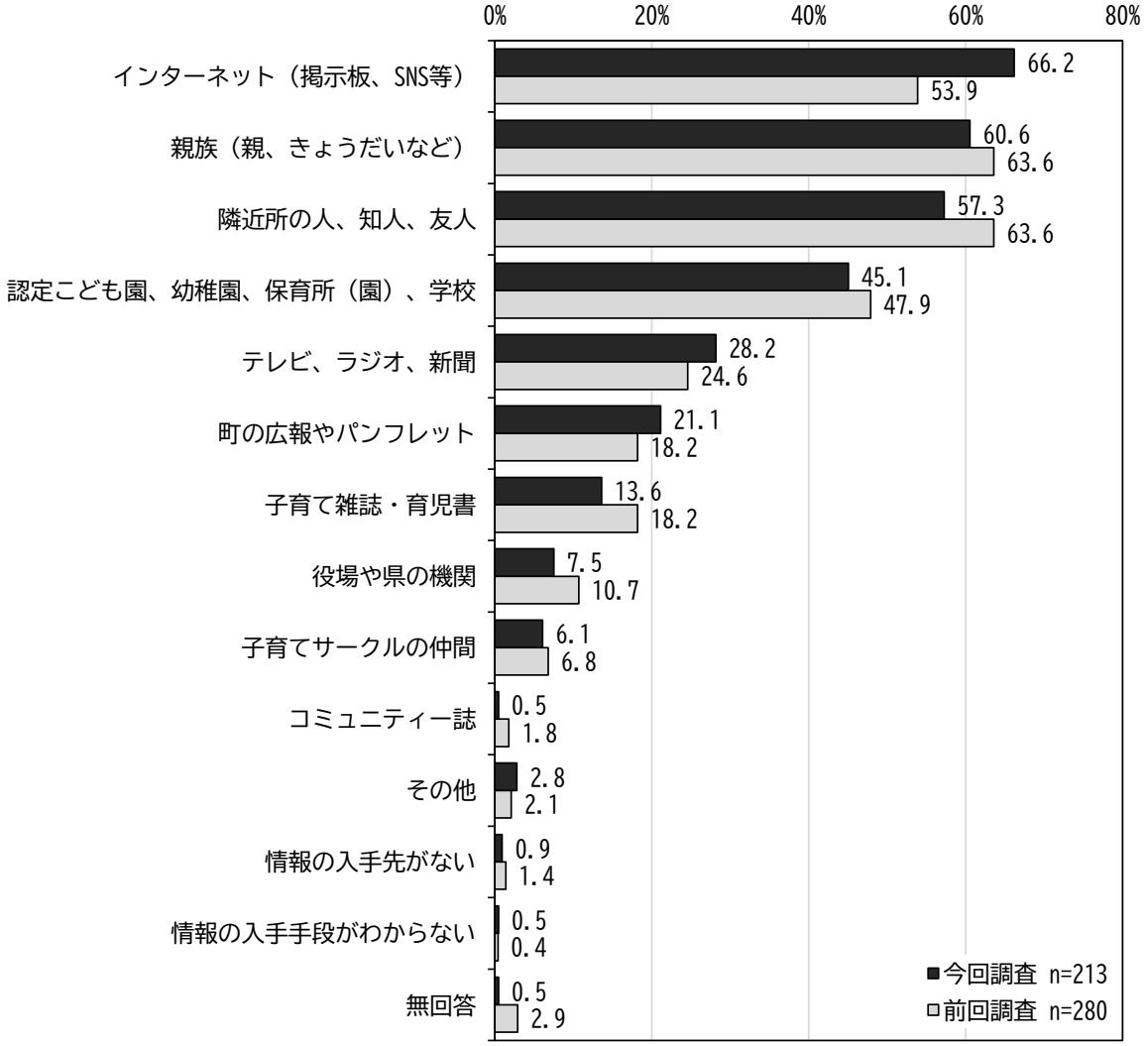

⑨子育てに関する悩みごとや気になること

子育てに関する悩みごとや気になることについては、「食事や栄養に関すること」が35.2%で最も高く、次いで「病気や発達・発育に関すること」が31.9%、「子どもを叱りすぎていると思う」が22.5%となっています。

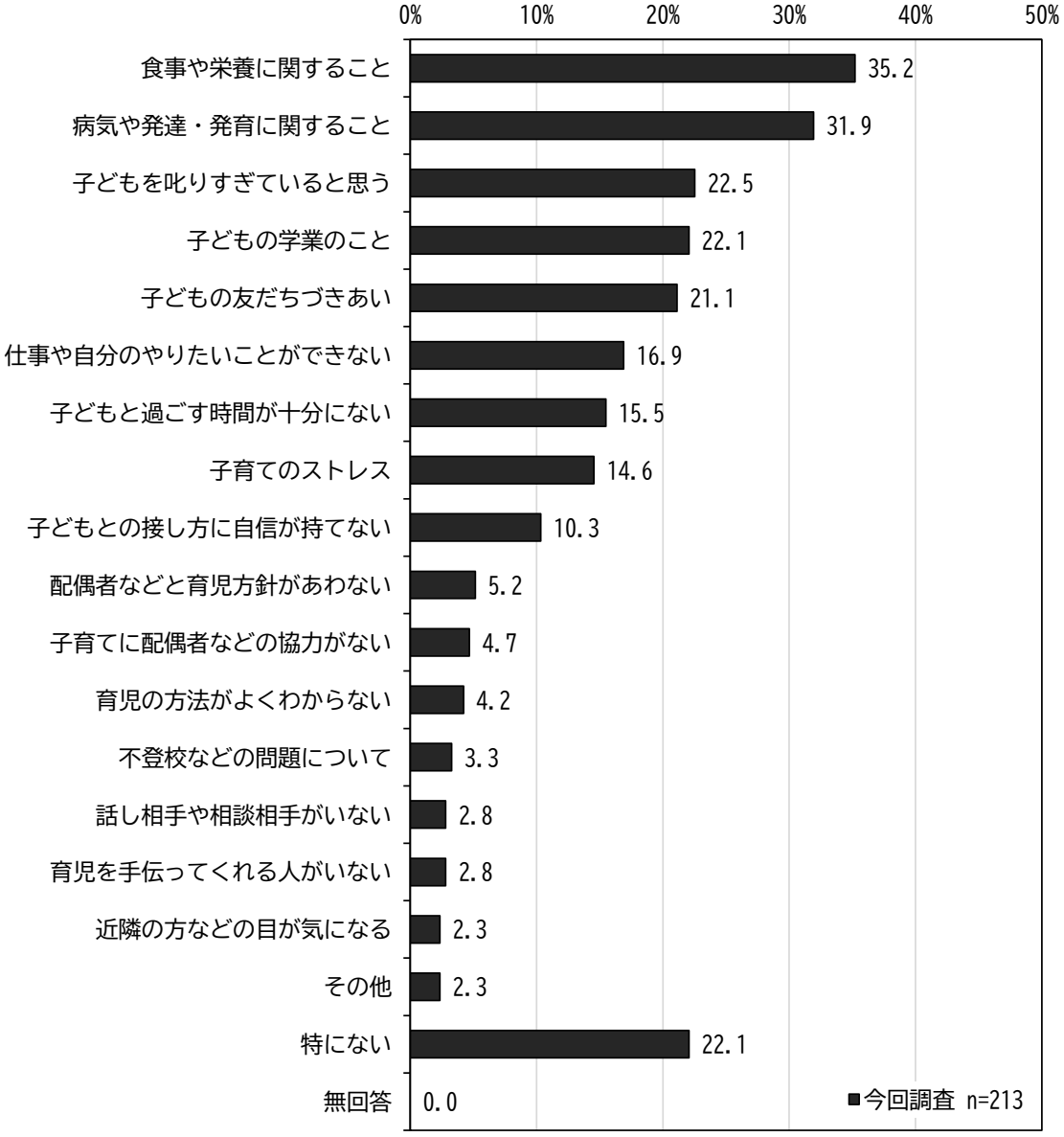

⑩子育てへの不安感や負担感

子育てへの不安感や負担感については、「何となく不安や負担を感じる」が 40.8%で最も高く、次いで「あまり不安や負担は感じない」が 29.6%、「どちらともいえない」が 11.7%となっています。前回調査と比べて、大きな差はみられません。

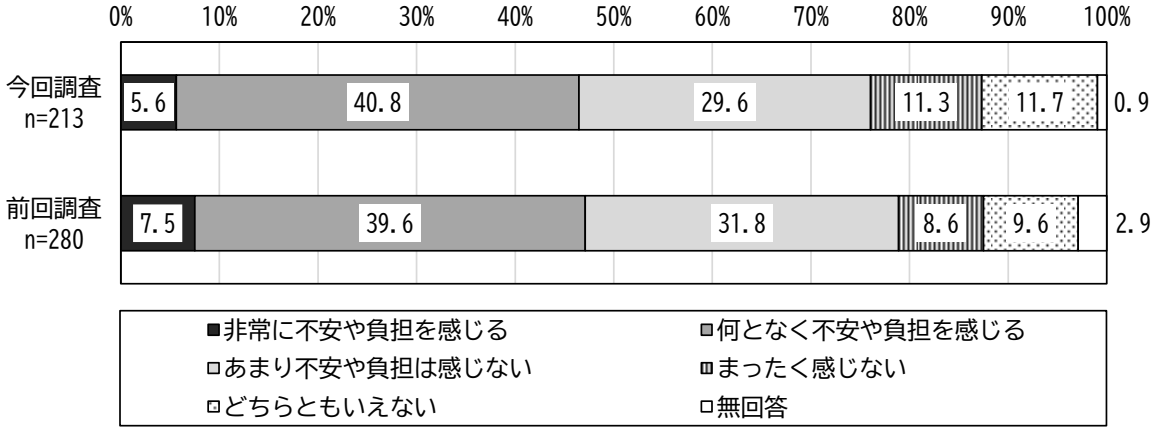

⑪子育ての仲間の有無

子育ての仲間の有無については、「相談できる仲間がいる」が 47.4%で最も高く、次いで「子どもを預けることができるくらいの親しい仲間がいる」が 19.7%、「世間話をする仲間がいる」が 16.9%となっています。なお、「いない」が 14.6%で、前回調査と比べて、7.8 ポイントの増加となっています。

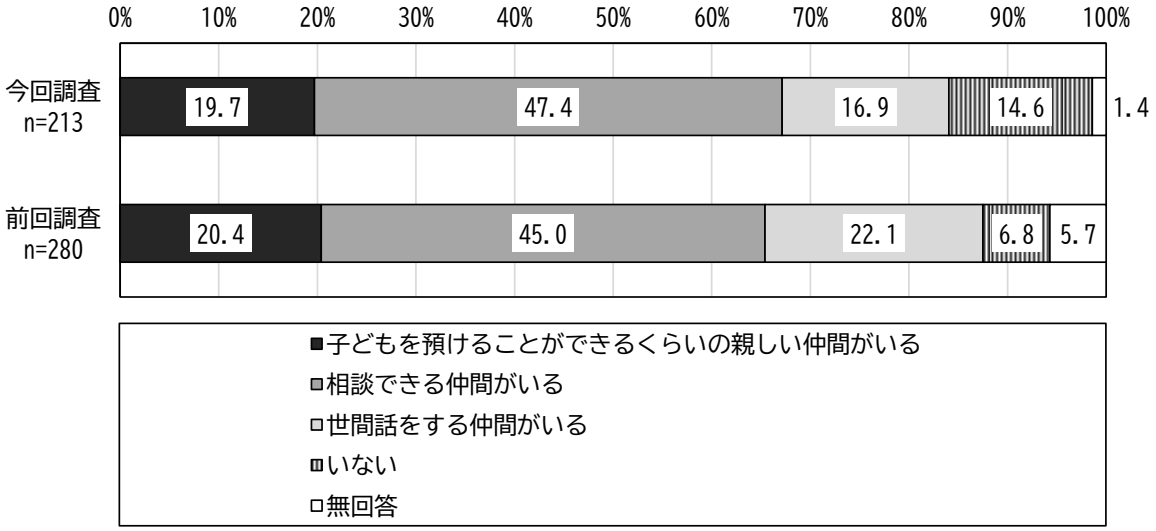

⑫ファミリー・サポート・センターの認知度

ファミリー・サポート・センターの認知度については、「知らない」が 56.3%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が 29.6%、「内容まで知っている」が 13.1%となっています。

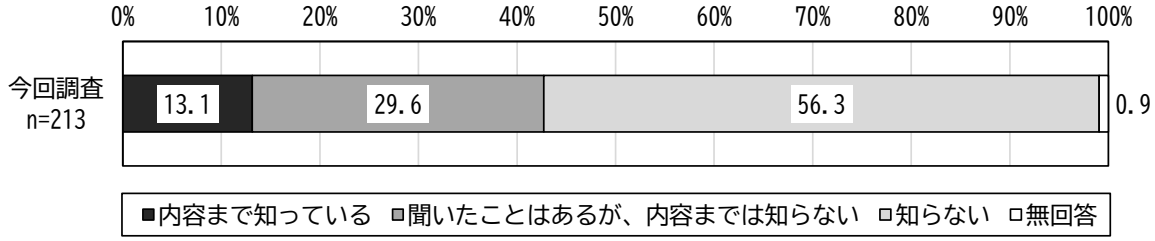

⑬ファミリー・サポート・センターで利用したい援助

ファミリー・サポート・センターで利用したい援助については、「保護者の病気や急用時（通院、冠婚葬祭等）の預かり」が 31.0%で最も高く、次いで「保育施設からの急な呼び出しなど緊急の送迎・預かり・医療機関の受診等」が 23.0%、「病児、病後児、軽病児の保育」が 21.1%となっています。

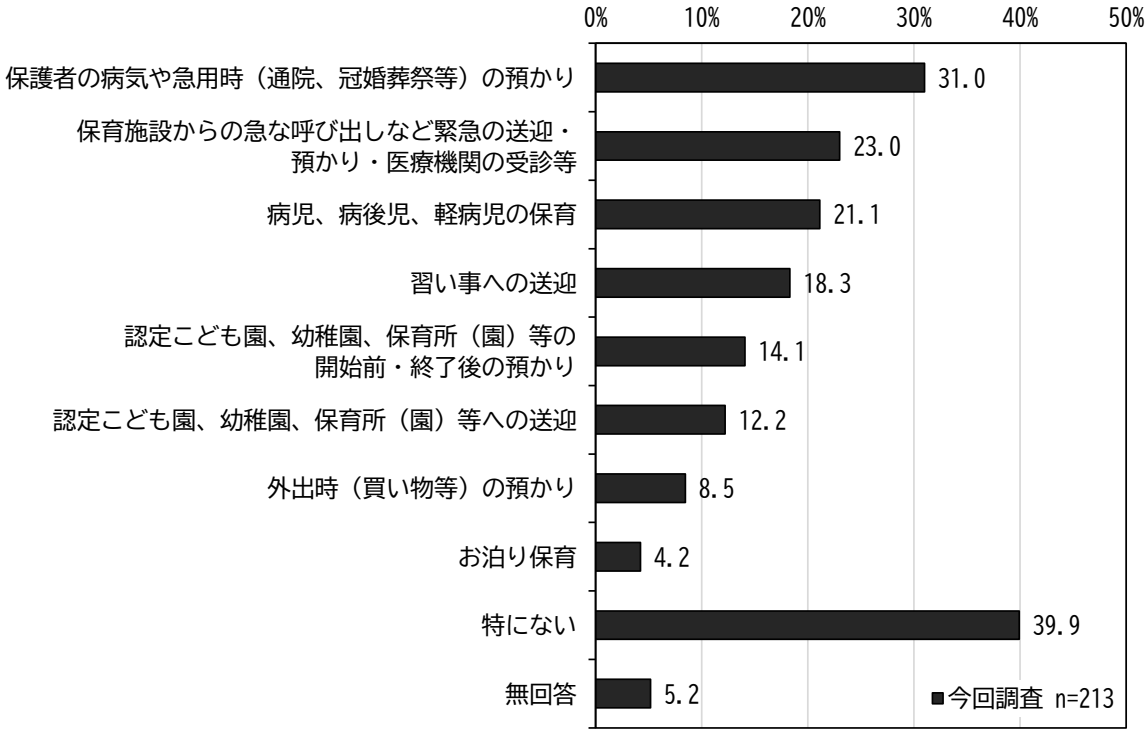

⑭子育てしていく上で、重要だと思う支援や対策

子育てしていく上で、重要だと思う支援や対策については、「小児医療体制の充実」が54.5%で最も高く、次いで「子育てしやすい生活環境の整備」が53.1%、「次世代育成支援金の給付」が47.4%となっています。

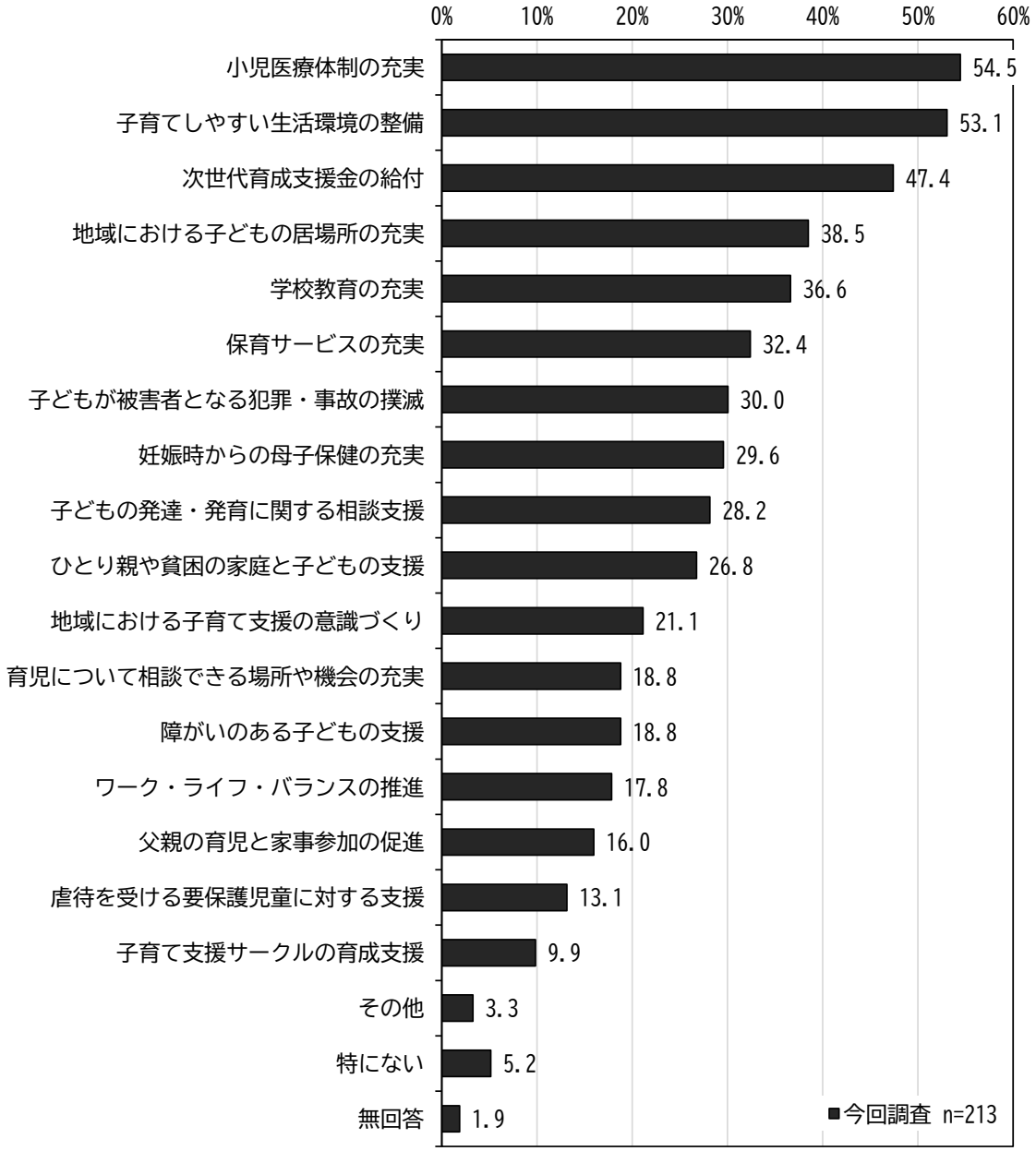

⑮子育てに対する感じ方

子育てに対する感じ方については、「楽しいと感じることの方が多い」が 56.3%で最も高く、次いで「楽しい時とつらい時がおなじくらい」が 31.5%、「どちらともいえない」が 9.4%となっています。

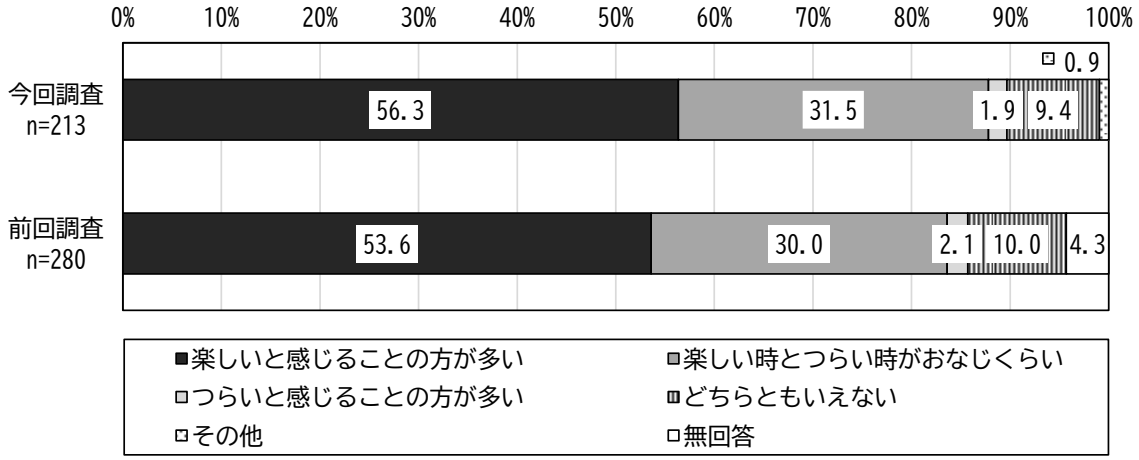

⑯子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度について、「不満」と「やや不満」の合計値が 27.3%で、前回調査と比べて、14.9 ポイントの減少となっています。一方で、「満足」と「まあまあ満足」の合計値は 31.0%で、前回調査と比べて、20.7 ポイントの増加となっています。

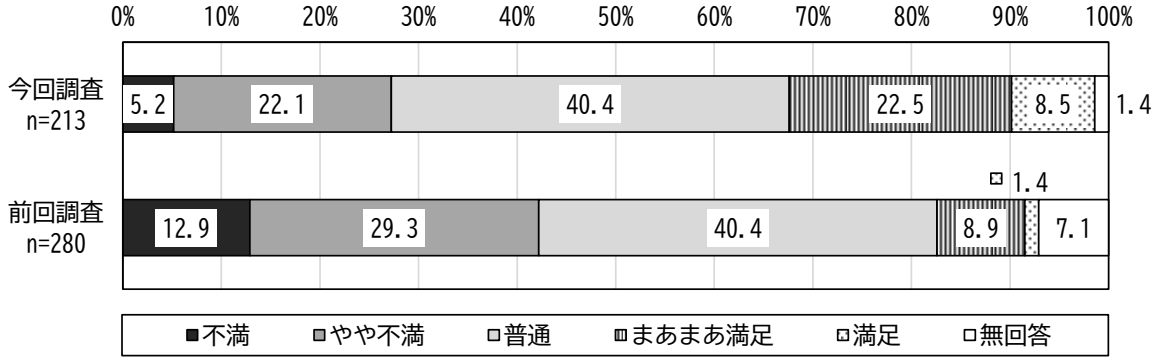

※就学前児童の保護者【今回調査】

「不満」「やや不満」の合計値：20.9%、「まあまあ満足」「満足」の合計値：38.3%

※前期課程（小学生）の保護者【今回調査】

「不満」「やや不満」の合計値：33.4%、「まあまあ満足」「満足」の合計値：22.9%

４　第２期子ども・子育て支援事業計画の評価

（１）第２期計画における課題

第２期計画における課題に対する取組は以下のとおりです。

課題１　保育ニーズへの柔軟な対応	
○この５年間で母親の就労率は大きく増加し、第１期の計画を策定した時よりも、保育を必要とする家庭は増える結果となりました。 ○そのため保育の利用割合はすでに高い水準に達していると考えられるものの、幼児教育の無償化などにより非就労の母親が就労に出る契機となり、保育利用者のさらなる掘り起しが考えられることから、利用状況をみながら、必要な保育の確保を図ることが必要です。	
取組	○母親の就業率は高い水準である一方、出生数が減少していることを受け、地域の保育需要を考慮しながら、教育・保育施設の確保に努めてきました。また、必要な教育・保育を確保した上で、質の向上を図るため、年度初めに年間研修計画を設定し、園外研修への参加や、週に１回以上の保育に関する打合せを実施するとともに、教材研究や自己評価などを行う園内研修も実施しました。また、町独自の取組としては、０歳からの保育料無償化を実施しています。令和５年度には、２つのこども園を統合し、幼保連携型認定かわちこども園が開園しました。適切な定員の設定、保育教諭の配置等教育・保育の充実を図りました。

課題２　子育ての悩みに対するサポート	
○子育てに関する日頃の悩みや気になることとして、「子どもの教育に関すること」、「子どもの健康（発育・発達など）に関すること」、「子どもの友達づきあいなどに関すること」、「子どもの成長（食事や栄養）に関すること」などが多く挙げられています。 ○指導室、教育相談室等の周知に努め、学校生活や教育などに関する情報提供や相談支援に取り組むことが重要です。 ○保健センター内の子育て世代包括支援センターや町立の認定こども園の周知における、健康づくりや発達に関する情報提供や相談支援の充実を図ることが必要です。	
取組	○子育てに関する幅広い悩みや不安に対応するため、子育て世代包括支援センターをはじめ、子育て相談や発達相談（らっこ教室）、各種健診、子ども家庭総合支援拠点の相談などを通じて、保護者が抱える悩みや不安の解消に努めてきました。また、こども園に保健師を配置し、子どもの健康面、保護者への助言や相談等専門的な立場から子育ての支援をしました。 ○保護者の教育上の悩みに対して、教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー及び訪問型家庭教育支援員が応じていますが、町ホームページや広報誌を活用し広く周知することにより、気軽に相談できる環境づくりを進めてきました。

課題３　放課後児童クラブ（学童保育）の定員の確保	
○平成 30 年度から「かわち学園」で実施しており、今後も一定のニーズが確認できることから、放課後児童クラブも昼間家庭に親がいない児童の保育という本来の役割に立ち返った適切な運用を図っていく必要があります。 ○また、放課後児童クラブと併せて、保育を必要としない子どものため、今後は総合的な子どもの居場所の充実を図っていくことも課題と言えます。	
取組	○共働き世帯の増加に伴い、毎年入所者は増加している状況であり、特に低学年の増加が顕著でした。学校の空き教室を活用して児童の預かりを行い、令和３年度からは、土曜日も児童の預かりを始め、保護者が安心して子どもを預けられる環境を確保するとともに、適切な運用に努めてきました。また、令和７年度より、中央公民館内の専用教室で放課後児童クラブを運営します。

課題４　さらなる子育て支援の充実に向けた取組	
○今後さらに、子育て支援の充実を図るためには、町への期待として寄せられている、「子育てしやすい生活環境の整備」、「小児医療体制の充実」、「学校教育の充実」などにおいて、すぐに対応可能な情報提供の充実を図ることに加え、中長期的な視点も含めて対応を検討していくことが必要と考えられます。	
取組	○町ホームページや子育てアプリを活用し、子育て支援や小児医療、学校教育に関する情報を一元化した総合的な情報提供プラットフォームを整備しました。また、保護者が必要な情報にすぐにアクセスできる環境を整え、相談窓口との連携も強化しました。 ○広域の小児救急輪番制や病院群輪番制に参加し、地域全体での医療体制の整備を進めました。また、夜間や休日の救急医療に関する情報は「茨城県救急医療情報システム」を活用し、乳児家庭訪問や乳幼児健診時、広報誌やホームページを通じて保護者に広く周知しました。さらには、茨城県の「子ども救急電話相談（#8000）」を通じて、急な病気への対応方法についての相談窓口の周知を強化し、保護者が安心して利用できる体制を整えました。 ○学校教育の充実を図るため、ＩＣＴ教育や個別指導プログラムを導入し、全ての子どもが平等に質の高い教育を受けられる環境を整備しました。また、教師の研修を強化し、教育の質の向上に努めました。

（２）第２期計画における成果指標

第２期計画における成果指標に対する実績は以下のとおりです。

成果指標１　待機児童数			データ取得方法:教育委員会事務局	
▸教育・保育施設の入所待機児童を解消する	令和元年度（実績値）	令和６年度（目標値）	令和６年度（R7.3.1 現状値）	達成率
	０人	０人	０人	100%

成果指標２　乳児家庭全戸訪問事業の実施率			データ取得方法：保健センター	
▸生後４か月までの乳児の訪問指導の実施率を向上させる	令和元年度（実績値）	令和６年度（目標値）	令和６年度（R7.3.1 現状値）	達成率
	100%	100%	100%	100%

成果指標３　乳幼児健康診査の受診率				データ取得方法：保健センター	
▸乳幼児健康診査の受診率を向上させる	令和元年度（実績値）		令和６年度（目標値）	令和６年度（R7.3.1 現状値）	達成率
	３～７か月児	100%	100%	80%	80%
	９～11 か月児	93.8%	100%	60%	60%
	１歳６か月児	95.2%	100%	100%	100%
	２ 歳 児	100%	－	－	－
	３ 歳 児	100%	100%	90.5%	90.5%

※２歳児健康診査は令和元年度まで実施。

成果指標４　子育てを楽しいと感じる保護者の割合			データ取得方法：アンケート調査	
▸「楽しいと感じることが多い」の割合を向上させる	令和元年度（実績値）	令和６年度（目標値）	令和５年度（実績値）	達成率
	53.6%	70%	56.3%	80.4%

成果指標５　子育ての環境や支援に満足している保護者の割合			データ取得方法：アンケート調査	
▸「まあまあ満足」・「満足」の割合を向上させる	令和元年度（実績値）	令和６年度（目標値）	令和５年度（実績値）	達成率
	就学前児童 22.6%	就学前児童 25%	就学前児童 38.3%	153.2%

５　第３期子ども・子育て支援事業計画の課題

課題１　妊娠・出産に関すること

本町の出生数は近年、20～30 人台で推移しており、将来推計では令和８年以降、11 歳以下の児童人口が 300 人台で推移していくことが予測されます。

出生数の減少は少子化の進行を一層加速させ、社会にさまざまな影響を及ぼしています。社会情勢の変化にも対応しながら、地域や社会が保護者に寄り添い、妊娠・出産に対する心身の負担感や経済的負担感を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していくことが必要です。

課題２　子育てと仕事の両立に関すること

女性の就業率の増加により、共働き世帯が増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増加していると予測されます。

子育てと仕事の両立を実現するためには、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠です。そのため、企業への働きかけや情報提供を通じて、多様な働き方の実現や父親の育児休業の取得促進など、働き方を選択できる職場環境を整備する必要があります。

課題３　困難を抱える家庭に関すること

家庭の状況は障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭などさまざまです。そのため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、経済的支援の充実を図ることが重要です。また、ヤングケアラーやひきこもりなど、潜在化しやすい家庭状況にある子どもや家庭の抱える問題を解決するためには、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図る必要があります。ヤングケアラーについては正しい認識を広め、介護や世話を担うことで生じる学業の遅れや友人と過ごす時間が制限されるなど特有の課題に対する理解を深めながら、包括的な支援体制を確立していく必要があります。

課題４　重要だと思う支援や対策に関すること

子育てにおいて重要だと思う支援や対策は、小児医療体制の充実、子育てしやすい生活環境の整備、次世代育成支援金の給付、地域における子どもの居場所の充実、学校教育の充実が上位に挙げられています。子育ての環境や支援への満足度は、前回調査と比べて、満足している割合が増加しています。増加の要因は、幼児教育・保育の無償化による経済的負担感の軽減などが満足度に影響したのではないかと考えられます。

今後、本計画の期間である５年間で取り組むこと、中長期的な視点で取り組むことを踏まえ、優先順位を検討しながら子育て支援を展開していく必要があります。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

本計画では、第２期河内町子ども・子育て支援事業計画を継承し、以下を基本理念と定めます。

子育てをともに支え、
元気な子どもたちがともに育つまち

基本理念は、町のすべての子どもたちを地域社会全体で支えていくことにより、この町で健やかに安心して一緒に育つことを願ったものです。

この基本理念のもと、すべての子どもが健やかにいきいきと育つことのできる環境づくり、さらには、子育て家庭が夢や自信を持ちながら子どもと向き合える環境づくりを推進します。

子どもと親が成長する過程において、地域の人々が子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や不安感、孤立感を和らげてもらうことを通じ、子どもと保護者はもちろん、すべての町民の笑顔が輝き、子育ちと子育ての喜びと未来への夢があふれるまちの実現を目指します。

２　基本的視点

基本理念のもと、以下の３つの基本的視点を踏まえ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本的視点１　安心して妊娠、出産、育児ができるまちづくり

子育ての基本は家庭にあります。子育てを親が主体的に行えるよう、まち全体で子育てを応援し、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、育児のできる総合的な支援体制の充実を目指します。

また、子どもの人権が尊重され、だれもが自立した生活ができるよう、子ども・家庭へのきめ細かな支援体制の充実を目指します。

基本的視点２　子どもや子育て家庭の希望を叶えるまちづくり

子どもの最善の利益の実現を第一に考え、全ての子どもが希望を持って成長していける社会の実現を目指します。

また、子育てに喜びや生きがいを感じることができ、保護者の子育て力を高めるために、地域住民や子どもに関わるさまざまな関係機関はもちろん、行政・民間の垣根を越えた地域社会全体の連携を深め、子育て支援の充実を目指します。

基本的視点３　地域で子育て家庭を支えるまちづくり

家庭環境や雇用形態の多様化などを踏まえ、家庭と地域、行政が相互に協力し、子育て家庭が仕事と子育てを両立することができ、安全・安心に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮したまちづくりを目指します。

３　施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
子育てをともに支え、元気な子どもたちがともに育つまち	**基本目標１** **子どもと母親の心身の健康の確保・増進**	（１）出産・育児に対する相談支援 （２）疾病の早期発見及び健康の確保 （３）小児・周産期医療の確保 （４）食育の推進
	基本目標２ **地域における子育ての支援**	（１）地域における子育て支援サービス等の充実 （２）子どもの居場所の確保 （３）子育て家庭への経済的支援
	基本目標３ **支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取組**	（１）児童虐待防止対策の充実 （２）ひとり親家庭等の自立支援の推進 （３）障害児施策の充実 （４）外国籍の子ども・家庭への支援 （５）子どもの貧困の解消及び社会的養育の推進
	基本目標４ **子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備**	（１）「生きる力」を育む教育の推進 （２）安心して学ぶことができる教育環境の整備 （３）家庭や地域の教育力の向上
	基本目標５ **子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり**	（１）子どもの安全・安心の確保 （２）仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

４　本町の将来推計

（１）総人口の推計

本町の総人口の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、令和 11 年には 7,017 人になると予測されます。

また、年齢３区分別人口の割合は、今後も生産年齢人口及び年少人口が減少していくことから、高齢者人口の割合は増加し、令和 11 年には 44.4%になると予測されます。なお、令和 11 年には年少人口が 6.7%になると予測されます。

【総人口の推計】

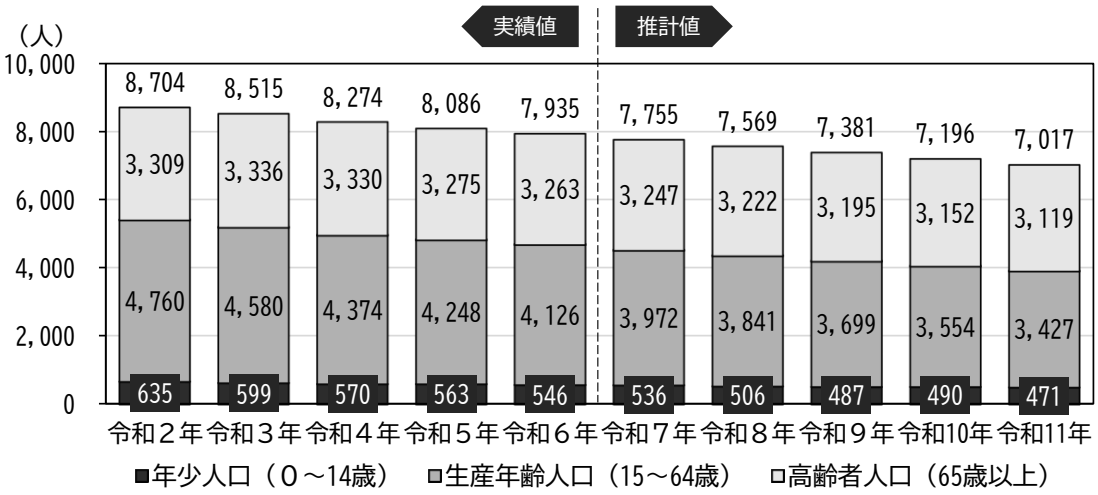

【年齢３区分別人口の割合の推計】

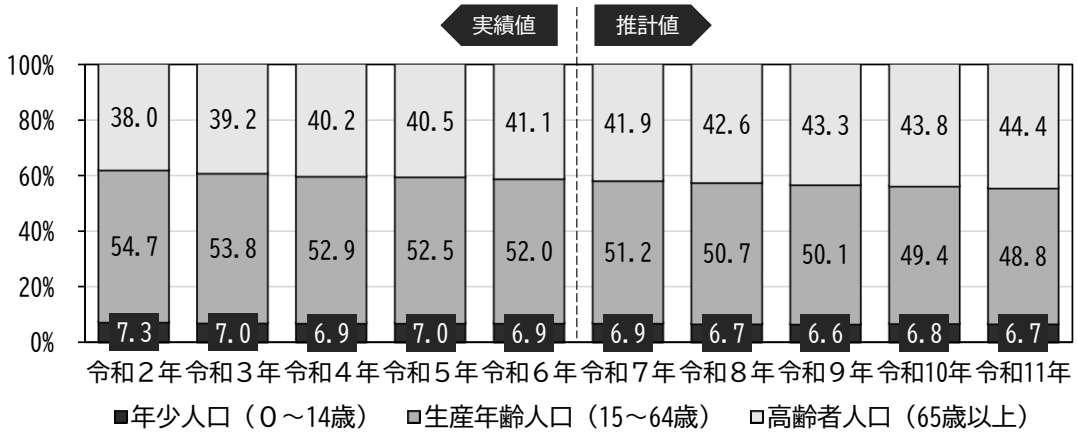

資料：令和２年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）
令和７年以降はコーホート変化率法による推計値

（２）児童数の推計

本町の 18 歳未満の児童数の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、令和 11 年には 590 人になると予測されます。

また、11 歳以下の児童数の推計結果は、今後も減少傾向で推移し、令和 11 年には 357 人になると予測されます。

【18 未満の児童数の推計】

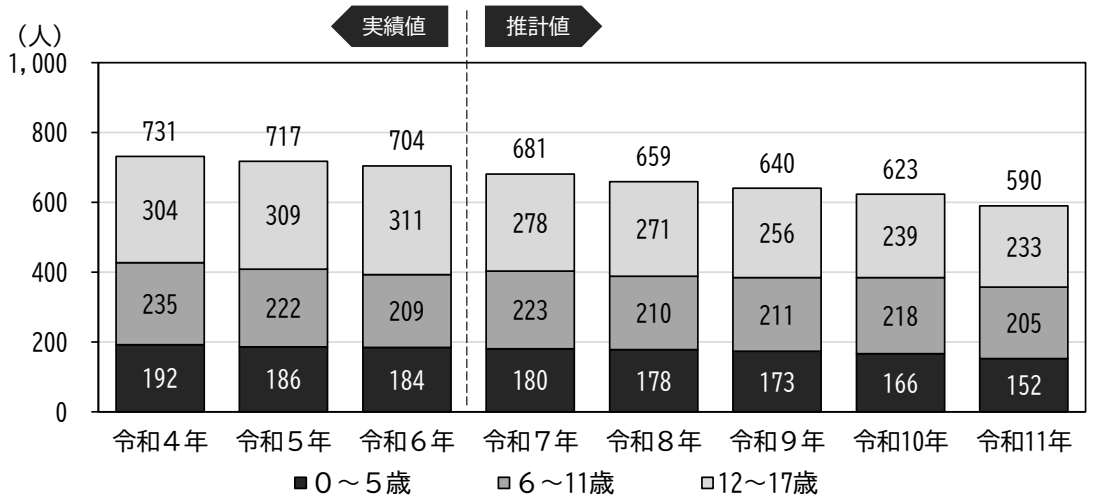

【11 歳以下の児童数の推計】

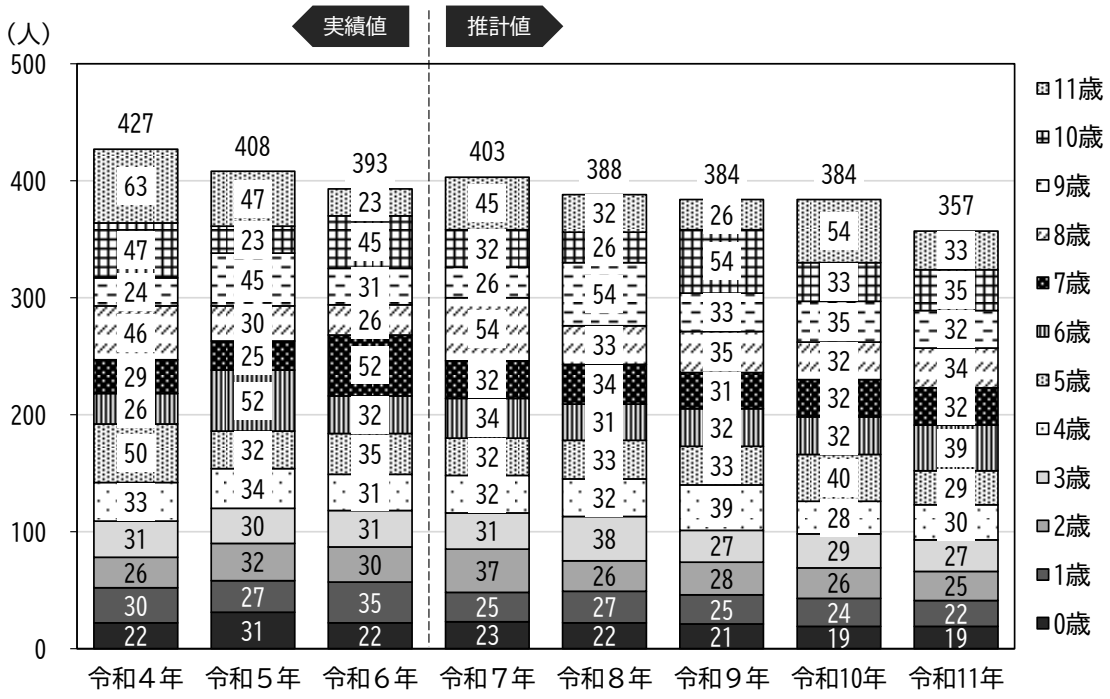

資料：令和４年から令和６年は住民基本台帳（各年４月１日現在）
令和７年以降はコーホート変化率法による推計値

５　第３期計画における成果指標と目標値

第３期計画において、各種施策を展開して達成を目指す成果指標と目標値は以下のとおりです。

成果指標１　待機児童数	データ取得方法:教育委員会事務局	
▸教育・保育施設の入所待機児童を解消する	令和６年度 （R7.3.1 現状値）	令和 11 年度 （目標値）
	０人	０人

成果指標２　乳児家庭全戸訪問事業実施率	データ取得方法：保健センター	
▸生後４か月までの乳児の訪問指導の実施率を向上させる	令和６年度 （R7.3.1 現状値）	令和 11 年度 （目標値）
	100%	100%

成果指標３　乳幼児健康診査の受診率	データ取得方法：保健センター	
▸乳幼児健康診査の受診率を向上させる	令和６年度 （R7.3.1 現状値）	令和 11 年度 （目標値）
３～７か月児	80%	100%
９～11 か月児	60%	100%
１歳６か月児	100%	100%
３ 歳 児	90.5%	100%

成果指標４　子育てを楽しいと感じる保護者の割合	データ取得方法：アンケート調査	
▸「楽しいと感じることが多い」の割合を向上させる	令和５年度 （実績値）	令和 11 年度 （目標値）
	56.3%	70%

成果指標５　子育ての環境や支援に満足している保護者の割合	データ取得方法：アンケート調査	
▸「まあまあ満足」・「満足」の割合を向上させる	令和５年度 （実績値）	令和 11 年度 （目標値）
	就学前児童 38.3%	就学前児童 40%

第４章　教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

１　教育・保育と子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の２つの枠組みから構成されます。

令和７年度からは、地域子ども・子育て支援事業に「子育て世帯訪問支援事業」、「児童育成支援拠点事業」、「親子関係形成支援事業」、「産後ケア事業」、「妊婦等包括相談支援事業」が新たに位置づけられます。また、令和８年度からは、保護者の就労の有無や理由を問わずに０歳６か月から３歳未満の未就園児が保育施設を利用できる「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」が開始となります。

【事業の全体像】

子ども・子育て支援給付

施設型給付
- ○認定こども園
- ○幼稚園
- ○保育所（園）

地域型保育給付
- ○小規模保育
  （定員は６人以上１９人以下）
- ○家庭的保育
  （保育者の居宅等において保育を行う。）
- ○居宅訪問型保育
  （子どもの居宅等において保育を行う。）
- ○事業所内保育
  （事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当

地域子ども・子育て支援事業
- ○利用者支援事業
- ○地域子育て支援拠点事業
- ○妊産婦健康診査
- ○乳児家庭全戸訪問事業
- ○養育支援訪問事業
- ○子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ○子育て短期支援事業
- ○子育て援助活動支援事業
- ○一時預かり事業
- ○放課後児童健全育成事業
- ○延長保育事業
- ○病児保育事業
- ○子育て世帯訪問支援事業
- ○児童育成支援拠点事業
- ○親子関係形成支援事業
- ○産後ケア事業
- ○妊婦等包括相談支援事業
- ○乳児等通園支援事業
  （こども誰でも通園制度）
- ○実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ○多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

２　教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第 61 条第２項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

本町においては、保護者の通勤などから居住地区と利用施設の区域が一致しないケースなど地域の枠を越えて施設や事業が利用される現状を考慮した場合、教育・保育ニーズに柔軟に対応していくためには広域での調整・確保が必要と考えられることから、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の事業について提供区域を分割することはせず、町全体を１つの区域として設定し、各事業の量の見込みと確保方策等を定めることとします。

【本町の教育・保育提供区域の状況】

提供区域数	区域面積	就学前児童数	教育・保育施設数	義務教育学校数
１（河内町全域）	44.30 ㎢	184 人	１か所（認定こども園）	１校

令和６年４月１日現在

３　教育・保育の認定

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育所（園）などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて１号認定、２号認定、３号認定の３つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

【年齢と認定（利用できる主な施設及び事業）】

<table>
<tr><th>年齢</th><th>保育の必要性</th><th>認定区分</th><th>利用できる主な施設及び事業</th></tr>
<tr><td rowspan="3">満３歳以上</td><td>なし</td><td>１号認定
（教育標準時間認定）</td><td>幼稚園
認定こども園</td></tr>
<tr><td rowspan="2">あり</td><td>２号認定
（保育標準時間認定）</td><td rowspan="2">保育所（園）
認定こども園</td></tr>
<tr><td>２号認定
（保育短時間認定）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">満３歳未満</td><td rowspan="2">あり</td><td>３号認定
（保育標準時間認定）</td><td rowspan="2">保育所（園）
認定こども園
地域型保育事業</td></tr>
<tr><td>３号認定
（保育短時間認定）</td></tr>
</table>

４　教育・保育の量の見込み

教育・保育の量の見込みは、過去５年間の実績値（利用率、伸び率）、児童人口推計等を勘案し、算出しています。

（１）１号認定【３～５歳】

１号認定は、教育ニーズに対応できるよう定員の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数【３～５歳】	97	95	103	96	97	86
量の見込み（A）	9	12	13	12	12	11
確 保 方 策（B）	15	15	15	15	15	15
特定教育・保育施設	15	15	15	15	15	15
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	6	3	2	3	3	4

（２）２号認定【３～５歳】

２号認定は、保育ニーズに対応できるよう定員の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数【３～５歳】	97	95	103	96	97	86
量の見込み（A）	84	77	84	78	79	70
確 保 方 策（B）	90	90	90	90	90	90
特定教育・保育施設	90	90	90	90	90	90
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	6	13	6	12	11	20

（３）３号認定【０歳、１歳、２歳】

出産後の早期職場復帰や、共働き家庭・ひとり親家庭の保護者が安心して子どもを預けられるよう、０歳児、１歳児、２歳児の定員の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

■０歳児

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数【０歳】	22	23	22	21	19	19
量の見込み（A）	5	6	6	5	5	5
確 保 方 策（B）	10	10	10	10	10	10
特定教育・保育施設	10	10	10	10	10	10
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	5	4	4	5	5	5

■１歳児

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数【１歳】	35	25	27	25	24	22
量の見込み（A）	23	15	16	15	14	13
確 保 方 策（B）	20	20	20	20	20	20
特定教育・保育施設	20	20	20	20	20	20
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	▲3	5	4	5	6	7

■２歳児

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
児童数【２歳】	30	37	26	28	26	26
量の見込み（A）	26	28	19	21	19	19
確 保 方 策（B）	30	30	30	30	30	30
特定教育・保育施設	30	30	30	30	30	30
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0	0
差（B－A）	4	2	11	9	11	11

５　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

本町が実施する地域子ども・子育て支援事業について、事業ごとに、計画期間における量の見込みと確保方策及びその実施時期を設定します。

（１）利用者支援事業

事業概要	子ども、又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。
主な対象	０～５歳児

■現状

本町では、平成 30 年度より、保健センターに子育て世代包括支援センター（利用者支援事業（母子保健型））を設置し、保健師が中心となり、関係機関との連絡調整や、地域子育て支援センターにおいて出張相談などを実施しています。また、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のないサポートに努めています。

■量の見込みと確保方策

引き続き、保健センター内の子育て世代包括支援センターにおいて事業を実施し、子育て家庭に対する情報提供や教育・保育施設、子育て支援サービス等の利用支援を図るとともに、利用者支援体制のさらなる充実に努めます。また、子ども家庭総合支援拠点と共に事業を実施し、こども家庭センターの設置を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	基本型・特定型	－	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	1				
	こども家庭センター型		－	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型	－	－	－	－	－	－
	母子保健型	1	1				
	こども家庭センター型		－	1	1	1	1

（２）地域子育て支援拠点事業

事業概要	公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。
主な対象	０～就学前の児童

■現状

本町では、子育て支援センター「おひさま」を運営し、地域において子育て中のお母さんが子どもと一緒にくつろげる居場所を提供しています。そのほか、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。令和７年度より中央公民館の専用保育室で運営します。

■量の見込みと確保方策

引き続き、子育て支援センター「おひさま」において事業を実施します。基本的に定員は設定していないことから、従来と同程度の利用を見込んでおり、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回／年、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		1,575	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
確保方策	実施か所数	1	1	1	1	1	1

（３）妊産婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。
主な対象	妊婦

■現状

妊婦に 16 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。さらに、出産後の健全な育児を図るため、産後２週間及び１か月頃に検査項目を追加し、計 18 回分の妊産婦健診の受診券を配布しています。

■量の見込みと確保方策

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、茨城県医師会などと連携し、希望する医療機関・助産所等における受診機会の提供を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	190	200	200	200	200	200
確保方策	・実施体制：茨城県医師会 ・実施場所：利用者が希望する医療機関					
実施時期及び検査項目	①妊娠８週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査				
	②妊娠 12 週頃	基本健診				
	③妊娠 16 週頃	基本健診				
	④妊娠 20 週頃	基本健診、超音波検査				
	⑤妊娠 24 週頃	基本健診				
	⑥妊娠 26 週頃	基本健診、血液検査				
	⑦妊娠 28 週頃	基本健診				
	⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査				
	⑨妊娠 32 週頃	基本健診				
	⑩妊娠 34 週頃	基本健診				
	⑪妊娠 36 週頃	基本健診、血液検査、Ｂ群溶血性レンサ球菌検査				
	⑫妊娠 37 週頃	基本健診、超音波検査				
	⑬妊娠 38 週頃	基本健診				
	⑭妊娠 39 週頃	基本健診				
	⑮妊娠 40 週頃	基本健診				
	⑯妊娠 41 週頃	基本健診				

（４）乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。
主な対象	生後４か月までの乳児のいるすべての家庭

■現状

町内の乳児（生後４か月まで）のいるすべての家庭に保健師や助産師等が訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、養育についての相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

０歳児の将来推計結果から、すべての家庭への訪問を見込んでいます。引き続き、町の保健師等の体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭については、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげ、育児不安の軽減と虐待の未然防止に努めます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	21	23	22	21	19	19
確 保 方 策	・実施体制：保健師２人 ・実施機関：河内町　保健センター					

（５）養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。
主な対象	児童、保護者、妊婦

■現状

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、町の保健師、子ども家庭支援員などが対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■量の見込みと確保方策

実績から事業量を見込んでおり、引き続き事業の実施を予定しています。乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	1	2	2	2	2	2
確 保 方 策	・実施体制：２人（保健師：１人、福祉課：１人など） ・実施機関：河内町　保健センター、福祉課					

（６）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。
主な対象	児童、保護者、妊婦

■現状

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース検討会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っています。

さらに、児童虐待をはじめとした要保護児童等に対する対応のスキルアップを図るため、構成機関対象の専門研修も実施しています。

■量の見込みと確保方策

今後も現在の取組を継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

協議会の構成員を対象に、児童虐待の対応に関する研修や事例検討会等を定期的に開催し、担当者の資質の向上を図ります。

養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで児童虐待の未然防止に努めます。

【量の見込みと確保方策】

単位：回／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み						
代表者会議	1	1	1	1	1	1
実務者会議	2	2	2	2	2	2
個別ケース検討会議	5	5	5	5	5	5

（７）－１　子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業概要	保護者の労働や疾病等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。
主な対象	０歳児～18 歳

■現状

本町では、現在４施設（すべて町外）と委託契約を結んで実施しています。

■量の見込みと確保方策

子育て短期支援事業については、保護者ニーズはなかったものの、利用実績に基づき必要量を見込んでいます。

引き続き、４施設と委託契約し、関係機関と連携しながら施設の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／年、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		2	2	2	2	2	2
確保方策	延べ利用者数	0	2	2	2	2	2
	施設数	4	4	4	4	4	4

（７）－２　子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

事業概要	保護者の労働その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、その他緊急の場合において、その児童を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行います。
主な対象	０歳児～18 歳

■現状

町内で実施している施設はありません。

■量の見込みと確保方策

現在、事業の実施予定はありません。

（８）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。
主な対象	０～５歳児、小学１～６年生

■現状

本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は実施しておりません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から、就学児対象の子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）のニーズ量は算出されませんでしたが、実施については、利用者の動向や保護者のニーズなどの今後の状況を踏まえながら、計画期間中に本事業の検討を行います。

（９）－１　一時預かり事業（幼稚園型）

事業概要	かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園において教育時間の前後や土曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。
主な対象	３～５歳児

■現状

町内の認定こども園において、１号認定を対象とした預かり保育を実施しています。

実施時間については、通常の学期内においては、月曜日から金曜日の、７時 30 分から８時 30 分と 14 時 00 分から 19 時 00 分までです。また、長期休業期間中においては、月曜日から金曜日の８時 30 分から 16 時 30 分までとなっています。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から必要な事業量を見込んでいます。１号認定を対象とした一時預かり（預かり保育）については、保護者の希望どおりの対応を実施していきます。基本的に定員は設定していないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／年、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		180	200	204	207	196	203
確保方策	延べ利用者数	180	200	204	207	196	203
	施設数	1	1	1	1	1	1

（９）－２　一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。
主な対象	満１歳～５歳児

■現状

町内の認定こども園において、一時預かり事業を実施しています。利用は一定の水準で推移しています。

■量の見込みと確保方策

町内の認定こども園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町においては、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）を、一時預かり事業の確保方策としては見込んでおりません。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／年、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		8	11	11	11	11	11
確保方策	延べ利用者数	147	11	11	11	11	11
	施設数	1	1	1	1	1	1

【確保方策の類型】

○一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

○子育て短期支援事業（夜間養護等事業：トワイライトステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業

（10）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要	就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
主な対象	前期課程１～６年生

■現状

本町では、平成 30 年度から「かわち学園」内に放課後児童クラブ「かわち児童クラブ」を設置し、保護者が昼間家庭にいない小学生（前期課程１～６年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

近年、利用登録のある児童数のうち低学年は毎年増加傾向で推移しています。

令和７年度より、中央公民館内の専用教室で放課後児童クラブを運営します。

■量の見込みと確保方策

第３期計画期間中、従来と同等の水準の利用量を見込んでいます。本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き１クラブを運営し、必要な事業量の確保を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	１年生	23	19	20	21	21	22
	２年生	22	17	17	18	18	19
	３年生	12	12	13	13	14	14
	４年生	14	9	9	9	9	9
	５年生	3	5	5	5	5	5
	６年生	2	3	3	3	3	3
	合　　計	76	65	67	69	70	72
確保方策	実人数	80	80	80	80	80	80
	施設数	1	1	1	1	1	1

（11）延長保育事業

事業概要	通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。
主な対象	０～５歳児

■現状

認定こども園において、延長保育を実施しています。開所時間については７時 30 分から８時 30 分の範囲、閉所時間については 16 時 30 分から 19 時 00 分の範囲で保育時間を拡大し、子育て家庭の保育ニーズへの対応を図っています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から、従来の利用水準をやや下回る事業量を見込んでいます。引き続き、町内の認定こども園における実施を見込んでおり、事業の性質上、定員の設定などはないことから、従来と同等の利用があった場合にも必要な事業量は確保できる見通しです。

【量の見込みと確保方策】

単位：人、か所

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		10	17	17	18	17	17
確保方策	実人数	22	17	17	18	17	17
	施設数	1	1	1	1	1	1

（12）病児保育事業

事業概要	児童が病気の際、又は病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・認定こども園等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。
主な対象	０～５歳児

【事業の類型】

○病児保育事業（病児対応型）
　児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業

○病児保育事業（病後児対応型）
　児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業

○病児保育事業（体調不良児対応型）
　児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業

○病児保育事業（訪問型）
　保護者が就労等のために病気のお子さんを看病できない場合に、自宅に保育者が訪問して、一時的に保育する事業

○病児保育事業（送迎対応）
　保育施設等で児童が体調不良となった際、保護者が仕事の都合等で迎えに行くことが出来ない場合、病児保育施設の看護師又は保育士が保護者の代わりに保育施設等へ迎えに行き、病児保育施設が連携している医療機関の医師の診察を受け、保護者が迎えに来るまで病児保育施設で一時的に保育する事業

○子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）
　ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業

■現状

本町では、病児保育事業等は実施しておらず、利用実績もありません。

■量の見込みと確保方策

ニーズ調査結果から、必要な事業量を見込まなければなりませんが、第３期計画期間中に事業の提供体制が確保できる見通しは立っておりません。町内の認定こども園における実施の検討のほか、医療機関内保育施設での実施についての要請を行い、保護者の多様なニーズへの対応に努めます。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を、病児を保育する事業の確保方策としては位置づけておりません。

（13）子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭等に対し、ヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行います。
主な対象	児童、保護者、妊婦

■量の見込みと確保方策

必要な方が利用できるよう事業の実施を図ります。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確 保 方 策		1	1	1	1	1

（14）児童育成支援拠点事業

事業概要	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、適切な関係機関へつなぐ等、児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。
主な対象	児童、保護者

■量の見込みと確保方策

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対して、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		－	－	－	－	－
確 保 方 策		－	－	－	－	－

（15）親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けます。
主な対象	児童、保護者

■量の見込みと確保方策

事業の実施方法について検討を進めるとともに、子育てに悩んでいる保護者に対して各種プログラムへの参加を促します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		－	－	－	－	－
確 保 方 策		－	－	－	－	－

（16）産後ケア事業

事業概要	出産後１年以内の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。病院・助産所・診療所等へ数日宿泊する宿泊型、病院・助産所・診療所等へ通う通所型、助産師等が家庭訪問する居宅訪問型があります。
主な対象	産婦、乳幼児

■量の見込みと確保方策

事業所の確保に努めるとともに、引き続き、利用者に向けて事業の周知をしていきます。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		50	50	50	50	50
確 保 方 策		50	50	50	50	50

（17）妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。
主な対象	妊産婦

■量の見込みと確保方策

引き続き、母子健康手帳の発行時の全数面談や妊娠８か月アンケート時のフォローを通じて、出産に向けた切れ目ない支援を行います。

【量の見込みと確保方策】

単位：人回／年

	R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み		60	60	60	60	60
確 保 方 策		60	60	60	60	60

（18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業概要	保護者の就労を問わず、月 10 時間まで時間単位で柔軟に保育所（園）等を利用できる事業です。
主な対象	保育所（園）等に入園していない０歳６か月～３歳未満

■量の見込みと確保方策

ニーズ量を注視し適量の受け皿を確保しながら、必要に応じた利用ができるよう実施します。

【量の見込みと確保方策】

単位：人日／月

		R6 年度（実績）	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	０歳児			1	1	1	1
	１歳児			1	1	1	1
	２歳児			1	1	1	1
	合　計			3	3	3	3
確 保 方 策	延べ利用者数			3	3	3	3

（19）実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
主な対象	保護者

■現状

本町においては、実費徴収に係る補足給付事業は実施していませんが、町独自で副食費の無償化、０歳から保育料の無償化を実施しています。

■量の見込みと確保方策

第３期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況及び国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

（20）多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。
主な対象	事業者

■現状

本町においては、この事業は実施していません。

■量の見込みと確保方策

第３期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、新規の事業所等ができた時は必要に応じて実施を検討します。

第５章　子ども・子育て支援の展開

基本目標１　子どもと母親の心身の健康の確保・増進

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・育児ができる環境をはじめ、子どもの発達段階に応じた保健対策が必要です。

母子保健事業や小児医療などの基盤を充実させ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を強化するとともに、子どもの思春期保健や食育も含め、心身の健康を支える取組を推進します。

（１）出産・育児に対する相談支援

妊娠期からの切れ目ない支援を通じて、妊娠・出産・育児に必要な知識を普及し、保健師などとの信頼関係を構築しながら、母親が感じる不安の解消や孤立化防止に努めます。また、父親や家族の出産・育児への理解と協力を促すための意識啓発を行います。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	利用者支援事業 （母子保健型） ※母子保健機能 （こども家庭センター）	すべての妊婦と面接し、実情を把握します。出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら支援します。	町民課 保健センター
2	母子健康手帳の交付	保健センターにて、各種健診、予防接種、保健サービス等の内容を記録する母子健康手帳を妊娠届の提出時に妊婦に対して交付します。妊娠中の健康相談等において手帳の有効活用を図ります。	町民課 保健センター
3	ハイリスク妊婦への相談	妊娠・出産において危険性の高い、健康上問題のある妊産婦に対して必要に応じて相談を実施します。	町民課 保健センター
4	乳児家庭全戸訪問事業	生後４か月までの乳児とその親を対象に、乳児健診、予防接種等子育てに関する情報をお知らせする家庭訪問を行います。また、母子の健康状態の確認や育児不安の解消に努めます。	町民課 保健センター
5	子育て相談	就学前までのお子さんの育児相談を実施します。合わせて身体計測や離乳食相談も行います。	町民課 保健センター

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
6	幼児発達相談 （おやこ相談）	発達や育児に心配のある幼児の保護者に対し、臨床心理士による相談指導を実施します。認定こども園等と連携しながら早期の利用を促進します。	町民課 保健センター

（２）疾病の早期発見及び健康の確保

妊婦及び乳幼児の健康を守るため、医療機関との連携を強化し、疾病や異常を早期に発見できる各種健診等の体制を充実させるとともに、未受診者への積極的なアプローチを行い、受診を促進します。

また、母親が安心して育児と向き合えるよう、産後ケア事業などを通じて、身体的・精神的なケアを行い、育児に対する不安の解消に努めます。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	妊産婦健康診査	妊産婦を対象とした医療機関における健康診査を推進し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。	町民課 保健センター
2	乳幼児健康診査	保健センターにおいて集団健診を実施し、異常の早期発見及び保健指導、栄養指導等を行います。また、受診者のうち健康や発達等に問題があった児への継続的な保健指導を行います。 ●１か月児健診（医療機関委託） ●３～７か月児健診（医療機関委託） ●５か月児教室 ●９～11 か月児健診（医療機関委託） ●１歳６か月児健診 ●３歳児健診	町民課 保健センター
3	予防接種	感染症予防と蔓延防止に向け、予防接種を実施します。原則として個別接種で実施します	町民課 保健センター
4	歯っぴー教室	乳児の歯みがき、むし歯予防についての教室を実施します。保健センターにおいて、歯科衛生士や保健師、栄養士がむし歯予防に向けた指導を実施します。	町民課 保健センター
5	健康ガイドブックの配布	健康づくりに関する事業や情報を掲載した健康ガイドブックを配布し、活用を図ります。	町民課 保健センター

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
6	産後ケア事業	出産し退院後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を実施することにより、心身を安定させ、育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。	町民課 保健センター

（３）小児・周産期医療の確保

県や近隣市町村と連携し、小児科医や産婦人科医の確保に取り組み、医療機関との緊密な連携を強化することで、緊急時や症状に応じた迅速な医療提供に努めます。

また、休日や夜間でも受診できる医療機関や相談窓口、対処方法などについて、住民が必要な情報を得られるよう、救急時の対処法などに関する情報発信の充実を図ります。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	医療機関の情報提供	町の広報誌及びホームページにおいて、近隣の医療機関及び夜間・休日等の救急医療に関する情報提供を行います。 ●茨城県救急医療情報システム	町民課 保健センター
2	小児・周産期救急医療の充実	広域の小児救急輪番制、病院群輪番制に参加するとともに、町の医療体制やニーズ等を把握し、オンライン診療の充実を図ります。	町民課 保健センター
3	緊急時における電話相談窓口の周知	子どもの急な病気での対応方法などを相談できる県の相談窓口を周知します。 ●茨城子ども救急電話相談（＃8000）	各担当課
4	保護者に対する普及・啓発	乳児家庭訪問時に、県のパンフレット等を使って子どもの急病等の際の対処方法等に関する知識の普及を図ります。	町民課 保健センター

（４）食育の推進

乳幼児期から栄養バランスのとれた食習慣を身につけることで、子どもたちの心身の健やかな成長を支えます。

また、食に関する正しい知識を広め、地元の農産物を活用した料理や農業体験を通じて、食の大切さと地域の食文化への理解を深める取組を推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	母子の食の助言・相談・指導	５か月児教室、歯っぴー教室、幼児健診において乳幼児の栄養や望ましい食生活について繰り返し相談・指導していきます。	町民課 保健センター
2	認定こども園、学校における食育の推進	地域住民や関係団体等との連携・協力を得ながら、給食や野菜栽培体験等を通じて食に関する知識の普及や食の大切さを子どもたちに伝えていきます。	教育委員会 事務局
3	食育教室	ボランティア団体キッチン菜の花会の協力を得て、「食の大切さ」など食育について子どもを対象とした食育教室を行います。	町民課 保健センター

基本目標２　地域における子育ての支援

保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で支える仕組みを整え、子育て家庭の負担感の軽減を図ります。すべての家庭が地域の中でのびのびと安心して子育てできるよう、情報提供や相談体制の充実を図り、地域との交流やふれあいの機会を広げます。また、教育・保育や子育て支援の質の向上を図るため、担い手の確保・育成を推進し、地域全体での支援体制を強化します。

さらに、地域の中で遊びや学びを通じて、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、安全で安心できる居場所を確保します。家庭や地域、関係機関が協力して、子どもたちの自主的な活動を支援する取組を推進します。

（１）地域における子育て支援サービス等の充実

多様な保育サービスの提供をはじめ、子育て家庭が気軽に交流できる場や相談体制の強化、子どもの居場所づくりなど、さまざまな子育て支援サービスの充実を図り、社会全体で子育て家庭を支える地域づくりを推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	保育サービスの充実	地域の保育ニーズを把握しながら、実情に応じた保育サービスの確保を図ります。また、多様な就労形態や緊急時等に対応した保育体制の確保に努めます。 ●０歳児保育 ●延長保育・預かり保育 ●一時保育 ●こども誰でも通園制度	教育委員会事務局
2	幼児教育･保育の質の向上	保育所保育及び幼稚園教育の双方について、年間計画に基づく園外研修への参加及び園内研修等を実施し、保育教諭等の資質の向上を図ります。	教育委員会事務局
3	地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	地域においていつでも気軽に相談できる場の提供を図るとともに、子育て中の親子が仲間と一緒に楽しく子育てできるよう、気軽に交流できる場や機会の提供に努めます。	福祉課
4	祖父母の子育て参加の促進	祖父母の子育て参加を促進し、親の負担を軽減させるとともに、子育てを通じた家族の連帯感の醸成を図ります。	各担当課

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
5	子育てサークル等の育成・活動支援	子育て中の親同士が気軽に交流や情報交換できるサークル活動等や、子育て支援ボランティア活動への住民参加、各活動のネットワークづくりを推進します。	福祉課
6	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	令和８年度より開始となる事業であり、保育所（園）に通っていない３歳未満の子どもを対象に、保育所（園）や認定こども園などの施設で一定時間までの預かりを行います。適切な遊びや生活の場を提供することにより、集団生活を通じた子どもの成長を促します。	教育委員会事務局

（２）子どもの居場所の確保

小学校区ごとに放課後の子どもの居場所の整備・充実を図るとともに、地域団体や地域住民との連携を強化し、子どもたちが地域とのつながりを深めながら、さまざまな活動に参加し、安心して過ごせる居場所の確保に努めます。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	委託運営に切り替え、専用の教室にて、充実した遊びや生活の場を提供します。	教育委員会事務局
2	かわちチャレンジスクール（放課後子ども教室）	家庭・学校を離れて、公共施設等を利用し、地域住民や社会教育関係団体と連携しながら、年２回ポニースクール、年 10 回寺子屋かわちを開催し、自主性・協調性、豊かな心を育む体験活動の場や活動機会の提供を図ります。	教育委員会事務局
3	地域ふれあい事業	学校の授業以外での学ぶ環境・地域交流の場が減少しているため、地域ふれあい事業を通じて、地域の人達との交流が図れる環境をつくります。	教育委員会事務局

（３）子育て家庭への経済的支援

国・県等の制度と併せ、地域の実情を踏まえながら各種手当等を支給し、子育て家庭の経済的な負担感の軽減を図ります。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	次世代育成支援金制度	新たな町民の誕生を祝福し、明日の地域づくりを担う子どもたちの健全な育成を願って、子育て家庭に支援金を支給する町独自の制度です。本町町民で、第二子以上を出産した保護者が対象です。	福祉課
2	子育て世帯に対する手当ての支給	ひとり親の子育て家庭に対し、国、県の制度に基づいて手当を支給します。	福祉課
3	医療福祉費の支給	県や町の制度に基づき、妊産婦や小児の医療にかかる費用の一部を助成します。	町民課
4	保育料無償化	町内に居住している３歳未満の３号認定児童に対し、保育料無償化を行います。	教育委員会事務局
5	幼児教育・保育の無償化	３歳以上の幼児教育･保育の無償化制度を適切に運営し、子育て世代の経済的負担軽減を図り、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要な幼児教育を推進します。	教育委員会事務局
6	妊婦のための支援給付事業	妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠届出時から面談等による切れ目ない支援と、経済的な支援を一体的に実施します。	町民課 保健センター
7	英語検定等奨励事業	かわち学園及び町内在住で町外の小中学校に在学する児童生徒が実用英語技能検定、日本漢字能力検定、実用数学技能検定等を受験する際の受験料の一部を保護者に対し補助します。	教育委員会事務局
8	入学祝品支給事業	小学校に入学する年度の前年度５月１日を基準日とし、町内に住所を有する者でかわち学園に入学を希望する者にランドセル、体操服一式等を支給します。	教育委員会事務局
9	新中学１年生制服等購入費支給事業	住民基本台帳に登録されている者で、中学校等に入学する生徒に新中学１年生制服等購入クーポン券を交付し１人あたり最大３万円補助します。	教育委員会事務局
10	児童手当	令和６年 12 月支給分より高校生年代まで支給対象を拡大するほか、所得制限の撤廃や第３子以降の支給額を増額します。	福祉課

基本目標３　支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取組

すべての子どもには、保護者から愛情を受け、健やかに成長し、自立する権利があります。この権利と将来の可能性に格差が生じないよう、子どもの最善の利益を第一に考え、支援が必要な子どもや子育て家庭に対して適切な支援を行います。

また、虐待、ひとり親家庭、障害、外国籍、貧困などが成長の妨げとならないよう、経済面や心理面にわたって家庭のニーズに応じた多様な支援を展開し、自然と助け合えるまちづくりを推進します。

（１）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見と迅速な対応を図るため、関係機関と密接に連携しながら、あらゆる機会を活用して虐待の兆候を見逃さない体制を強化します。子どもの行動や親の態度から早期に異変を察知し、適切な指導や支援を継続的に行うことで、問題の深刻化を防ぎます。

また、保護者や地域住民への啓発活動を通じて、児童虐待に対する認識を深め、未然防止と早期対応を推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	子育ての孤立化防止	母子保健事業や地域子育て支援事業等を通じて子育て家庭への継続的な支援をするとともに、親同士の交流を促進し、子育ての孤立化防止を図ります。	福祉課
2	要保護児童対策地域協議会	関係機関と連携を図りながら、虐待発生の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待の実態把握及び適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。	福祉課
3	児童虐待防止法の周知	児童虐待に対する認識を深め、また虐待が疑われる場合の通告など、児童虐待防止法の趣旨を町民に周知し、虐待の早期発見につなげます。	福祉課
4	子ども家庭総合支援拠点 ※児童福祉機能 （こども家庭センター）	児童虐待等の防止に向け、子どもとその家庭、妊産婦に必要な支援を行うため、地域資源や必要なサービスにつなぐ総合的な支援のための拠点機能の充実を図ります。また、子ども家庭支援員が子ども（18 歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待やヤングケアラー、問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な社会資源や子育て支援事業につながるよう支援します。	福祉課

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
5	子どもの居場所づくり事業	養育環境を整えることが難しく、支援が必要な子どもの早期発見と子どもの健全な成長や自立を促進するため、訪問支援のほか、子どもの居場所、子ども食堂、各種体験の機会を提供し、虐待の予防を図ります。	各担当課

（２）ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が抱える経済的な課題に対して、資金面での支援に加え、生活相談や就労支援を通じて、長期的な自立を支援します。

また、各家庭の状況に応じた柔軟な支援を提供し、親子が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	ひとり親家庭に対する経済的支援	ひとり親家庭に対し、児童扶養手当など県の制度による経済的支援を行います。	福祉課
2	医療福祉費制度	ひとり親家庭に対し、県の制度による医療費の助成を行います。	町民課
3	母親の技能･資格取得の支援	県が実施している母子・父子自立支援プログラム等の周知を図るなど、ひとり親家庭の父母の技能・資格取得を支援します。	福祉課
4	各種制度の周知及び相談支援	県の母子・父子自立支援の相談員と連携しながら、各種制度の情報提供や相談支援等を行います。	福祉課

（３）障害児施策の充実

障害児を支えるため、福祉サービスの拡充と経済的負担の軽減を図り、保護者の意向を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じた教育・保育環境の確保に努めるとともに、きめ細かな相談支援を通じて、保護者が安心して子育てができる体制を強化します。

また、インクルーシブ教育を推進し、障害の有無にかかわらず、すべての子どもが共に学び、成長できる場を整備するとともに、障害に対する理解を深めるための啓発活動を推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	障害の早期発見・早期対応	乳児家庭訪問や乳児健診時において心身に障害のある乳幼児の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療機関やおやこ相談等につなげます。保護者の気持ちに配慮しながらできるだけ早期に対応できる体制の充実を図ります。	町民課 保健センター
2	身体障害者手帳・療育手帳の交付	身体・知的障害のある児童に手帳を交付し、さまざまな福祉サービスを提供します。	福祉課
3	障害児保育	かわちこども園において、特別な支援が必要な子どもの保育等について、関係機関と連携しながら適切な対応を図ります。	教育委員会事務局
4	特別支援教育	本人の困り感を把握し、保護者との合意形成を図り、自立に向けた教育を推進します。生活支援員の確保や周囲の理解促進等に努めながら、特別支援学級、普通学級における受入れ体制の充実を図ります。また、推進体制充実事業や地域連携・協働体制構築事業を活用し、こども園から学校までの一貫した特別支援教育に努めます。	教育委員会事務局
5	各種手当の支給	身体・知的障害のある児童及びその養育者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当等について国の制度に基づいて支給します。	福祉課
6	医療福祉費制度	重度の身体・知的障害のある児童の医療費にかかる自己負担額を助成します。	町民課

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
7	障害児福祉サービス等の充実	障害児の自立を支援するための福祉サービス等について、きめ細かな提供がなされるための相談支援及び提供基盤の確保充実に努めます。 ●児童発達支援 ●医療型児童発達支援 ●居宅訪問型児童発達支援 ●放課後等デイサービス ●保育所等訪問支援 ●障害児相談支援　　など	福祉課

（４）外国籍の子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援を住民全員に等しく提供できるよう努めるとともに、言語や慣習の違いに配慮し、多言語での生活情報の提供や生活相談の充実を進めることで、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	母国語の母子健康手帳の発行	英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語等と日本語を併記した母子健康手帳を希望者に交付するように努めます。	町民課 保健センター
2	外国籍の保護者への個別支援	外国籍の妊産婦が、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう、関係機関と連携し支援します。	各担当課
3	翻訳機を使った窓口対応	翻訳機、電話通訳サービス等を利用し、わかりやすく行政サービスの情報提供や手続きを行います。	各担当課
4	外国籍の保護者への家庭訪問	外国籍の保護者に対して、必要に応じて相談員や保健師等が家庭訪問を実施し、育児不安を把握しながら、外国籍の保護者の孤立感が軽減するように支援します。	各担当課

（５）子どもの貧困の解消及び社会的養育の推進

すべての子どもには、愛され、健やかに成長し、自立する権利があります。この権利を守るため、経済的支援や福祉サービスを充実させ、生まれ育った環境にかかわらず、すべての子どもが平等に成長できる社会を目指します。

また、貧困の連鎖を断ち切るため、教育や就労支援を拡大し、子どもたちが将来の可能性を広げられる環境を整え、地域全体で協力して子どもの自立と幸福を支える取組を推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	生活困窮家庭の把握と支援	民生委員・児童委員、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援･就労支援･給付金の支給等の適切な支援につなげます。	福祉課
2	就学援助	学校教育活動において、経済的に支障をきたしている町内在住の保護者に対して、給食費・学用品費等を支給します。	教育委員会事務局
3	生活困窮世帯の子どもの学習支援	貧困の連鎖を防止するため、相対的な貧困にあるような生活困窮家庭の子どもたちの学習支援の策を講じます。	各担当課
4	社会的養育の推進	虐待等により家庭における養育が適当でない場合、子どもの権利を守るため、県や児童相談所等との連携により里親による養育などの措置を講じます。	福祉課

基本目標４　子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭が子どもの生活習慣や人格形成の基礎となる場であることを踏まえ、家庭の教育力の充実を図り、家庭のみならず、地域との交流や体験活動を通じて子どもの健やかな成長を支援します。また、地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の子育てへの関心を高めます。

さらに、学童期は、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を促す重要な時期であり、この時期に自立意識や他者理解といった社会性が発達し、心身の成長が著しく進むことから、地域や家庭との連携を強化し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、不安や悩みを抱える児童・生徒が安心して相談できる場を確保し、支援が必要な子どもには適切な対応を行い、健やかな発達を促進します。

（１）「生きる力」を育む教育の推進

「生きる力」を育むため、きめ細かな学習指導により基礎学力や主体的思考、課題解決能力の向上を図るとともに、それらを活用し、豊かな心と健やかな体を育み、時代の変化や国際化にも対応できる人材の育成を図ります。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	国際理解教育の推進	かわち学園及びかわちこども園への外国語指導助手（ＡＬＴ）の配置等によりグローバル化社会に対応できる教育を推進します。	教育委員会事務局
2	人権・道徳・福祉教育の推進	家庭・学校・地域が一体となり、道徳性を養い、人間尊重の精神と生命を大切にする心を育む教育を推進します。	教育委員会事務局
3	スポーツ活動の推進	スポーツ大会やイベントの開催、部活動の充実を図ります。さらに、部活動の地域への移行を推進します。	教育委員会事務局

（２）安心して学ぶことができる教育環境の整備

児童生徒や保護者、教職員等の教育上の悩みや不安に対する相談体制の充実を図り、子どもたちが楽しく安心して学校に通うことができる環境づくりを推進します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	教育相談	園児、児童生徒、保護者及び教職員の教育上の悩みについて、教育相談員が相談に応じます。事業を広く周知するとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。	教育委員会事務局
2	思春期保健教育の推進	児童生徒の心と体の発達段階に応じ、性に関することや、喫煙・飲酒・薬物乱用による身体への影響についての正しい知識の普及と命の大切さを伝える教育を推進します。	教育委員会事務局
3	いじめ・不登校対策	「河内町いじめ防止基本方針」に基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用のほか、教育相談員等による相談体制を強化し、いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期解決を図ります。気軽に相談できる体制づくりを図るとともに、いじめの実態について把握し、毅然とした対応を行います。	教育委員会事務局
4	スクールソーシャルワーカーの配置	町独自でスクールソーシャルワーカーを配置し、0歳から18歳までの児童生徒が置かれた様々な環境要因や悩みについて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いた支援等を行います。	教育委員会事務局

（３）家庭や地域の教育力の向上

保護者に対して家庭教育の重要性を啓発し、学習活動への参加を促進するとともに、自然環境や伝統文化などの地域資源を活用し、子どもたちが地域でのさまざまな体験や交流活動を通じて社会性を学び、豊かな心を育む機会と環境の充実を図ります。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	子育て学習講座	次年度かわち学園等に入学する児童を持つ保護者を対象に、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供し、より一層家庭の教育力の再生、向上を図っていきます。	教育委員会 事務局
2	かわち学びすと	地域の協力を得ながら、参加する住民の知識や技術を活かし、学校教育や寺子屋かわちの学習リーダーとして多様な体験の提供を図ります。 ●主な指導分野 書道、茶道、ハンドメイドアクセサリー、絵はがき、ヨガ、農業、健康体操、英語　など	教育委員会 事務局
3	かわち子どもヘルパー	かわち学園の４～６年生児童の希望者を、かわち子どもヘルパーに任命し、高齢者や障害者のお手伝いや、福祉に関する学習を行うことで、地域社会との関わりを深めることを推進します。	河内町 社会福祉協議会
4	有害環境対策の充実	青少年が心身ともに健やかに成長できるよう、健全な育成に努めます。	教育委員会 事務局
5	学校運営協議会 （かわち学園、かわちこども園）	学校（園）・家庭・地域が、学校（園）の目指す教育目標やビジョンを共有し、地域と学校（園）がより強固に連携・協働できる体制の構築を図るため、地域住民が一定の権限や責任を持って学校（園）運営への参画並びに学校（園）運営への支援及び協力等を促進し学校（園）と地域住民との連携を深め、地域に開かれた信頼される学校（園）づくりを目指します。	教育委員会 事務局

基本目標５　子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動し、親が安心して子育てできるよう、防犯・防災も含めた生活環境の向上に努めます。道路や施設等のハード面の維持・改善を図るとともに、行政や警察署等の関連機関の連携のもと、地域住民の協力を得ながら安全・安心なまちづくりを推進します。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化が進む中で、子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、事業者や地域住民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう体制の整備や情報提供に取り組みます。

（１）子どもの安全・安心の確保

「自分たちの地域は自分たちで守る」という考えのもと、関係機関との連携を強化し、かわちこども園やかわち学園等において交通安全や防犯対策に関する啓発活動を推進するとともに、いざという時の具体的な対処方法の普及にも努め、地域全体での危機管理意識の向上を図ります。

また、保護者や地域住民の自主的な交通安全・防犯活動を促進し、地域の安全を守る取組を強化します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	交通安全の推進	関係機関と連携して交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。さらに、交通安全上危険な箇所の発見と改善を図るため、定期的な点検を実施します。	総務課
2	小児事故防止対策	母子健康手帳交付時・乳児家庭訪問時に、県のパンフレットを使用して、子どもの発達に従って起きやすい事故について説明し、子どもの不慮の事故の未然防止及び万一のための応急措置等の知識の普及・啓発を行います。	町民課 保健センター
3	防犯活動の推進	防犯意識の高揚を図り、地域の自主的な防犯活動の活性化と、行政主体の防犯活動の展開を図ります。さらに、万一の犯罪に備え、危険な時に鳴らす防犯ブザーを配布します。	総務課
4	こどもを守る 110 番の家	子どもの緊急避難場所である「こどもを守る 110 番の家」について、その存在や役割について再認識するとともに、児童生徒に周知します。	教育委員会 事務局

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
5	不審者情報の提供	関係機関と連携しながら、不審者情報についてかわちこども園、かわち学園及び近隣市町村に情報提供・共有を図るとともに、アプリ、ホームページ及びメールによる不審者情報の発信を行います。	各担当課
6	防災体制の確立	大規模災害発生の際に、子どもの命を守り、保護者のもとに帰せるよう、日ごろより防災訓練、防災教室を行うとともに、災害時の避難支援体制等の整備を図ります。	総務課
7	子どもを守る母の会の活動支援	警察と連携して活動している「子どもを守る母の会」の活動を支援します。	総務課

（２）仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

家庭における「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性別役割分担意識を見直し、男性の家事・育児への参加を促進し、情報提供や機会の提供を通じて、男女が協力して家庭を営む環境づくりを推進します。

また、子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、企業に対して多様な働き方の促進を働きかけるとともに、父親を含めた育児休業の取得促進や労働時間の短縮を推進し、子育て家庭が心豊かに暮らせる社会を目指します。

【関連する主な事業・施策】

No.	事業・施策名	実施概要及び方向性	担当課
1	男女共同参画意識の啓発	「河内町男女共同参画計画」に基づき、男女が共に支え合って子育てや家事に携わる意識の啓発により、家庭における男女共同参画の実現を図ります。	秘書広聴課
2	各種制度の周知	育児・介護休業法をはじめ、仕事と生活の調和、働き方改革に関連する各種制度の周知を図り、利用を促進します。	各担当課
3	子育て家庭に対する就労支援	ひとり親家庭や生活困窮家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援や就労に関する情報提供を実施します。	福祉課
4	各種法令・制度の周知	男女雇用機会均等法や労働基準法、育児・介護休業法等の各種法令・制度の周知とその遵守及び積極的な運用を促進します。	各担当課

第６章　計画の推進

１　計画の推進体制

本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページ、広報誌等を通じて速やかな周知を図ります。

２　教育・保育の提供にあたって

（１）教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることのできる施設です。

本町においては、近隣の他市町に先駆け、質の高い幼児教育カリキュラムや保育サービスの充実を実現する教育・保育環境づくりを目指し、既存の公立保育所と公立幼稚園を統合、認定こども園にいち早く移行し、平成 21 年４月に「かわち認定こども園」、「かなえつ認定こども園」を開設しました。その後、令和５年 10 月に２園を統合し、「幼保連携型認定かわちこども園」を新設しました。

今後も、保育所（園）・幼稚園の垣根を越えた一体的な保育・教育が実施されるよう、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員（保育教諭）の研修等を行います。

さらに、子どもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培い、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進するため、教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携やかわちこども園とかわち学園の連携に努めます。

（２）産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が認定こども園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないよう、産前・産後休業や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、教育委員会事務局窓口やかわちこども園等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者のかわちこども園等の速やかな利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

３　計画の進行管理

（１）連携による施策等の推進

計画の推進にあたっては、すべての町民が子どもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、本町の子どもたちの健やかな成長を実現するという目的を共有し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

そのため、本町では、庁内関係各課、教育・福祉・保健医療の関係者等との連携を図るとともに、すべての町民を巻き込み、理解や協力を得ながら、幼児期の教育・保育の確保や地域子ども・子育て支援事業をはじめとする事業・施策の総合的な推進を図ります。

（２）実績把握・評価・見直し

計画期間中は、福祉課が事務局となり、「河内町子ども・子育て支援審議会」、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取組の改善を図ります。５年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

〈進行管理のＰＤＣＡサイクルのイメージ〉

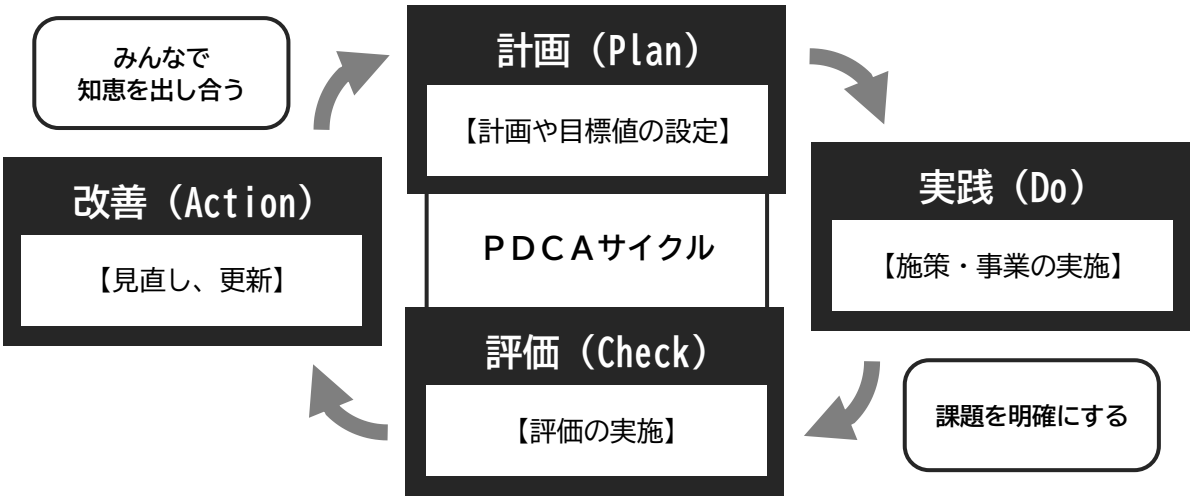

資料編

1　計画策定の経緯

年　月　日	内　容
令和６年 １月 17 日（水）	令和５年度　第１回河内町子ども・子育て支援審議会 （１）第３期河内町子ども・子育て支援事業計画（調査票）について
２月１日（木）～ ２月 29 日（木）	河内町子育て支援に関するアンケート調査 【調査対象】 ・就学前児童の保護者、前期課程（小学生）の保護者 （配付数：268 件／回収数：213 件／回収率：79.5%）
７月８日（月）	令和６年度　第１回河内町子ども・子育て支援審議会 （１）第３期河内町子ども・子育て支援事業計画（策定）について （２）子ども・子育て支援事業計画策定に係る今後の予定について
11 月 25 日（月）	令和６年度　第２回河内町子ども・子育て支援審議会 （１）第３期河内町子ども・子育て支援事業計画について （２）パブリックコメントについて
12 月 23 日（月）～ 令和７年 １月 27 日（月）	パブリックコメントの実施
２月 25 日（火）	令和６年度　第３回河内町子ども・子育て支援審議会 （１）パブリックコメントについて （２）第３期河内町子ども・子育て支援事業計画について （３）答申（案）について （４）表紙の色について （５）概要版について

２　河内町子ども・子育て支援審議会条例

平成 25 年９月 24 日
条例第 23 号

（設置）

第１条　本町に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、河内町子ども・子育て支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務に関する事項及び町が実施する子ども・子育て支援による施策について、町長の諮問に応じ調査審議する。

２　審議会は、前項に規定する事項及び施策に関し、必要に応じ町長に建議することができる。

（組織）

第３条　審議会は、委員 12 人以内で組織する。

２　審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員の他に臨時委員を置くことができる。

（委員及び臨時委員）

第４条　委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1)　議会議員
(2)　子ども・子育てに関し学識経験を有する者
(3)　子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者
(4)　子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
(5)　子どもの保護者
(6)　前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

２　委員の任期は２年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

３　臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

４　委員（臨時委員を含む。）は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、また同様とする。

（会長及び副会長）

第５条　審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員の互選により選出する。

２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の過半数以上が出席しなければ、開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　特別な事項について会議を開き、議決を行う場合には、当該特別の事項に係る臨時委員は、前２項の規定の適用については、委員とみなす。
５　会長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
（事務）
第７条　審議会の事務は、福祉課において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。
附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 25 年 10 月１日から施行する。
（会議の招集の特例）
２　この条例による最初の会議は、第６条第１項の規定にかかわらず、町長が招集する。
（河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
３　河内町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年条例第６号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
附　則（令和４年３月 16 日条例第２号）
この条例は、令和４年４月１日から施行する。

３　河内町子ども・子育て支援審議会委員名簿

選出区分	氏　名	役　職	備　考
議会議員	牧山　龍雄	町議会議長	令和５年度委員
	高橋　稔	教育厚生委員長	令和５年度委員
	高橋　稔	町議会議長	令和６年度委員
	高橋　利彰	教育厚生委員長	令和６年度委員
子ども・子育てに関し学識経験を有する者	◎鈴木　裕之	教育長	令和５・６年度委員
	秋山　美穂	かわち学園校長	令和５年度委員
	長谷川　裕一	かわち学園校長	令和６年度委員
子ども・子育て支援の関係団体から推薦を受けた者	○武井　正巳	民生委員児童委員 主任児童委員	令和５・６年度委員
	櫻井　三惠子	民生委員児童委員 主任児童委員	令和５・６年度委員
子ども・子育てに関する事業に従事する者	吉田　茂久	町民課長	令和５年度委員
	福田　誠一	町民課長	令和６年度委員
	足立　誠	教育委員会事務局長	令和５・６年度委員
	橋爪　智	かわち認定こども園・ かなえつ認定こども園園長	令和５年度委員
	橋爪　智	かわちこども園園長	令和６年度委員
	石橋　和枝	かなえつ認定こども園副園長	令和５年度委員
	石橋　和枝	かわちこども園副園長	令和６年度委員
	吉田　成子	かわち認定こども園副園長	令和５年度委員
	吉田　成子	かわちこども園副園長	令和６年度委員
子どもの保護者	瀬尾　知恵	かわち認定こども園保護者会会長	令和５年度委員
	安達　聖世子	かなえつ認定こども園保護者会会長	令和５年度委員
	廣瀬　みお	かわちこども園保護者会会長	令和６年度委員
	秋山　麻由	かわちこども園保護者会副会長	令和６年度委員
	榊原　康之	かわち学園ＰＴＡ会長	令和５・６年度委員

※「◎」は会長、「○」は副会長

第３期河内町子ども・子育て支援事業計画

【令和７年度～令和 11 年度】

～ 子育てをともに支え、元気な子どもたちがともに育つまち ～

令和７年３月

発行：河内町

編集：河内町　福祉課

〒300-1392　茨城県稲敷郡河内町源清田 1183

TEL　0297-84-2111（代表）

FAX　0297-84-4357

URL　https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp

茨城県 河内町